

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議報告書の参考資料

資料番号	資料名	頁	報告書の該当頁
	I 基礎資料		
資料1	第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議設置要綱	1	—
	(別紙)第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議構成員	2	—
資料2	第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議の活動状況	3	—
資料3	第3号被保険者不整合記録問題に関する関係者への書面調査・ヒアリング調査	4	—
資料4	第3号被保険者不整合記録問題等に関する主な経緯	5	—
	II 第3号被保険者不整合記録問題が発生した基本的背景		
資料5	新年金法	7	P3
資料6	(衆)社会労働委員会(昭和59年12月18日、昭和60年4月18日) 長尾立子元社会保険庁年金保険部長の国会答弁	8	P3~4
資料7	制度創設当時の第3号被保険者の事務の取扱い(検討案)	9	P4~5
資料8	第3号被保険者の諸問題をめぐって(国民年金弘報 昭和60年8月5日)	12	P4
資料9	全国都市国民年金協議会総会・研修会における市町村等からの提案及び厚生労働省・ 社会保険庁の助言	13	P5
資料10	第3号被保険者に対する種別変更の届出勧奨及び職権による種別変更に関する取組	14	P6
資料11	平成7年の第3号被保険者特例届出導入の際の事務取扱等について	15	P7,P9
資料12	会計検査院 決算検査報告(抜粋)	22	P6~7
資料13	国民年金事務に関する役割分担の見直し	23	P6,P8~9
資料14	総務省における「年金に関する行政評価・監視」について	24	P8
資料15	第3号被保険者の届出に関するパンフレット	25	P6
資料16	引越届出・国民年金の加入脱届出・国民健康保険の加入脱届出	28	P6
資料17	ねんきん特別便・ねんきん定期便の様式(リーフレット)	31	P6,P9
資料18	裁定請求書の様式(基礎年金番号導入前、導入後)	34	P9~10
資料19	国民年金の被保険者の適用及び保険料に関する事務の取扱いについて(昭和61年4月1日通知)	35	P5
資料20	第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について(昭和63年3月31日通知)	36	P6,P7
資料21	国民年金事業の推進について(平成6年3月31日通知)	37	P9
資料22	国民年金第3号被保険者に係る特例届の勧奨事務の実施について(平成7年3月29日通知)	39	P7,P9
資料23	国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確 認のお知らせ(勧奨)の実施について(平成7年8月2日通知)	40	P7
資料24	国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確 認の届出のお知らせ(勧奨)の実施について(平成10年3月2日通知)	41	P6,P7~8
資料25	国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促 進について(平成17年4月20日通知)	43	P8
	III いわゆる「運用3号」が実施された経緯		
資料26	旧社会保険庁が平成21年12月に実施した職員アンケートに対する回答等	45	P11
資料27	政務説明資料	49	P13
資料28	国会における議論	50	P14
資料29	第3号被保険者の不整合記録に関する質問主意書	54	P1
資料30	第3号被保険者の不整合記録の状況について	55	P7,P11,P17,P26
資料31	日本年金機構における事務処理誤り	60	P16
資料32	年金記録問題検証委員会報告書	61	P22

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議設置要綱

〔平成23年6月24日
大臣伺い定め〕

1 目的

第3号被保険者不整合記録問題の発生の原因と背景を明らかにすることによって、年金行政・年金業務の適正化と同種の問題の再発防止を図るため、「第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議」（以下「調査会議」という。）を設置する。

2 構成

別紙のとおり

3 庶務

調査会議の庶務は、大臣官房総務課において処理する。

4 その他

その他会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議構成員

赤松 幸夫 弁護士 赤松・米津総合法律事務所

伊藤 正次 首都大学東京都市教養学部法学系教授

(座長) 辻 泰弘 厚生労働副大臣

柳 志郎 弁護士 新村総合法律事務所

山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

(敬称略 五十音順)

(平成23年9月5日時点)

※ 調査会議発足当時の座長は大塚耕平前副大臣

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議の活動状況

年月日	活動概況
平成23年	
6月30日	第1回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議 ・会議の運営について ・本問題の背景等について年金局・日本年金機構からヒアリング ・調査の進め方について
7月26日	第2回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議 ・調査の進め方について
8月11日	第3回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議 ・調査の進め方について
8月～9月	関係者(117名)への書面調査(次頁参照)
10月13日	第4回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議 ・調査の進め方について
11月～12月	関係者(13名)へのヒアリング調査(次頁参照)
12月16日	第5回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議 ・調査報告書(骨子)案について
12月22日	第6回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議 ・調査報告書案について
12月28日	第7回 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議 ・調査報告書とりまとめ

第3号被保険者不整合記録問題に関する関係者への 書面調査・ヒアリング調査

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議においては、調査事項の柱である①昭和61年の国民年金第3号被保険者制度の創設、その後の制度の運用、改善等についての経緯、②平成22年から23年にかけての、いわゆる「運用3号」の経緯 について資料、文献による調査の他、基礎年金制度導入時以降、具体的には昭和59年以降の年金行政の関係者に書面調査、ヒアリング調査を実施。

I 書面調査

1. 基本調査（調査事項①及び② 平成23年8月～9月） 117名（うち86名から回答）
 - (1) 年金局・社会保険庁及び日本年金機構関係者

昭和59年以降の次の役職経験者

 - ・年金局長、年金担当審議官、年金課長
 - ・社会保険庁長官、運営部長（年金保険部長）、年金保険課長（年金指導課長等組織改編前の相当職を含む）、社会保険業務センター企画調整課長
 - ・日本年金機構理事（理事長、副理事長、事業企画担当、事業管理担当）、国民年金部長、年金給付部長
 - (2) 市町村職員

全国各地地方8ブロックの推薦者（国民年金業務に精通している方）
 - (3) 旧社会保険事務所職員

全国各地地方8ブロックの推薦者（国民年金業務に精通している方）
2. 追加調査（調査事項② 平成23年10月～11月） 9名（うち7名から回答）

年金記録回復委員会委員
3. 追加調査（調査事項① 平成23年11月） 9名（9名全員から回答）

日本年金機構 全国各ブロック 裁定業務関係者

II ヒアリング調査

1. 運用3号関係調査（調査事項② 平成23年11月～12月） 13名
 - (1) 年金局長他年金局幹部
 - (2) 副理事長他日本年金機構幹部
 - (3) 大臣、政務官経験者
 - (4) 年金記録回復委員会委員
2. 第3号被保険者制度関係調査（調査事項① 平成23年11月～12月） 6名

市町村・旧社会保険事務所職員

第3号被保険者に関する経緯等

年月	事項
昭和61年4月	第3号被保険者制度の開始
昭和63年度～	種別変更の届出勧奨開始 特定の時点において不整合となっている者に勧奨 昭和63年度～平成2年度 …年1回、平成3年度…年2回、 平成4年度～6年度…年3回勧奨
平成7年3月(通知発出)	第3号被保険者に係る特例届出等の勧奨事務の実施 (勧奨対象者) ① 3号特例該当者 ② 3号期間に対応する配偶者の2号期間がない不整合記録保有者等
平成7年4月	第3号被保険者の特例届出の実施(平成8年度まで)
平成7年8月(通知発出)	種別変更の届出勧奨の実施方法の変更 ・毎月対象者を抽出する方法に変更 ・対象者の拡大(政管健保情報の活用)
平成9年1月	基礎年金番号制度の導入
平成10年3月(通知発出)	初回の勧奨状を送付してもなお未届けの者に対し、第1号被保険者として早期に適用を行い、納付書を送付することに努めるよう市町村を指導することを都道府県あて通知
平成10年度～	種別変更の届出勧奨の対象者の拡大(共済組合情報の活用)
平成12年4月	地方事務官制度廃止(国民年金事務の一部が市町村から国に移管)
平成12年12月	会計検査院「平成11年度決算検査報告」による指摘
平成14年4月	3号の種別変更届等は、事業主を経由した提出方法に変更
平成16年12月	総務省「年金に関する行政評価・監視」による指摘
平成17年4月(通知発出) 平成17年度～	職権による種別変更(3号→1号)の統一的な事務処理を開始 第3号被保険者の特例届出の実施

いわゆる「運用3号」の取扱いに関する経緯等

年月	事項
平成21年11月～12月	旧社会保険庁職員アンケート実施
平成21年12月31日	旧社会保険庁廃止
平成22年1月1日	日本年金機構発足
平成22年1月27日	日本年金機構から年金局への報告 第3号被保険者不整合記録の可能性のある記録が約103万件との報告
平成22年1月29日	日本年金機構から年金局へ対応案を提示 受給者については年金額の変更や返還を求めないこととする案
平成22年2月17日	年金局内会議 実質的にいわゆる「運用3号」と同じ対応案を年金記録回復委員会に諮ること、また、大臣等の政務に相談するとの結論に達した
平成22年3月16日	年金記録回復委員会検討会
平成22年3月27日	大臣政務官への相談 年金局の対応案を了承
平成22年3月29日	大臣への相談 年金局の対応案を了承
平成22年3月29日	年金記録回復委員会(第11回) ・「職員アンケートからの記録問題への対応策」の中で3号不整合記録への対応策を提示 ・3号不整合記録をそのまま認めるのは不公平ではないかとの意見が一部にあったが、事務の不徹底があったと考えられること、拠出金としては既に払い込まれていることなどの意見があり、年金局案が了承された
平成22年11月12日	日本年金機構において事務説明会を実施
平成22年12月14日	年金記録回復委員会(第19回) ・いわゆる「運用3号」実施に関する通知案が委員会に諮られた ・一名の委員から「反対ではないが、このような(不整合記録が発生した)問題点を分析して、反省をこめた総括が必要」等の意見が述べられたが、通知案は了承された
平成22年12月15日	いわゆる「運用3号」通知発出
平成22年12月20日	年金記録回復委員会検討会
平成22年12月22日	年金記録回復委員会検討会
平成23年1月1日	いわゆる「運用3号」の取扱いを実施
平成23年1月11日	年金記録回復委員会検討会
平成23年1月17日	年金記録回復委員会検討会
平成23年1月26日	年金記録回復委員会検討会
平成23年1月31日	年金記録回復委員会(第20回) 一名の委員から反対意見が述べられたが、「研修を含む、今後の各種フォローアップを確実に実施する」と委員長がとりまとめ
平成23年2月24日	大臣がいわゆる「運用3号」の取扱いについて留保表明
平成23年3月8日	総務省年金業務監視委員会の意見書
平成23年3月8日	年金記録回復委員会の意見書
平成23年3月8日	第3号被保険者の不整合記録問題への対応について(厚生労働大臣) 大臣が法律による対応、いわゆる「運用3号」通知の廃止及び関係者の処分を表明
平成23年3月30日	年金記録回復委員会の意見書

『新年金法 61年金改革 解説と資料 編著 吉原健二 昭和62年3月30日発行』

編著者略歴

吉原健二（よしはら・けんじ）

昭和30年厚生省入省、厚生省老人保健部長、児童家庭局長、年金局長、社会保険庁長官、厚生事務次官を歴任して退官

5 対談 年金改正法の成立と今後の展望 より抜粋

（中略）

○被用者の妻の事務処理が今後大変に

小山 五人未満の適用問題はどうか。

吉原 五人未満適用の問題と被用者の妻である三号被保険者の事務処理の問題がありますが、非常に難しい問題です。

小山 市町村にお願いするより方法がないでしょう。

吉原 そうですが、市町村にお願いするだけでいいのかどうか。これからは被保険者の雇用関係と同時に身分関係もしっかり把握しておかなければ非常に不公平になります。

小山 これまで任意加入していた人には年内に「あなたは今まで任意加入していたが、これからは掛ける必要がない」という内容の通知が行くということを何かで読みましたが、通知するのですか。やはり確認なんですか。

吉原 任意加入という制度がなくなって強制になる。そして、強制になっても保険料を納めなくていいということ。また、ご主人が厚生年金の適用者でなくなったり、あるいは離婚した場合には再び一号被保険者になります。そのあたりの変動をしっかりつかまえておかなければならないですね。

運営、事務処理の面では非常に難しい問題です。これまでの年金の記録は、保険料を納めた記録だけをつかまえていけばいいのですが、後はそれだけではすまない。住所、氏名、年齢のほかには身分関係の変動、あるいは雇用関係の変動までつかまえないと、サラリーマンの奥さんに対する年金が成立しないのです。

（以下、略）

6 講演 今年年金改革と国民年金 より抜粋

（中略）

○第三号被保険者の問題

もう一つは第三号被保険者の問題がある。これまでと大きく違う仕組みで出発するのはこのグループである。サラリーマンの妻は保険料を払わないで、基礎年金を受けることになるため、保険料免除とは違った意味で事務手続などが重要となってくる。

国会でも単身者と家庭に奥さんがいるサラリーマンの保険料に差をつけた方がよいという意見があったが、健康保険と同じ考えで扶養親族が何人いても保険料は同じにした。そこでサラリーマンの奥さんの事務管理—厚年適用者の妻であるかどうか、その人の所得はどのくらいか、離婚した場合の移動など厳密に全部把握しておかないと、サラリーマンの妻への年金で公平性が保てなくなる。ここが市町村に大変苦勞をかける点で、市町村だけでは十分把握できないケースもあり、事業所と連絡を密にして初めてできることも知れない。果たしてこの細かい管理が四十年の長期にわたってうまくいくだろうか心配する向きもあり、国民年金に新しい宿題が課せられたといえよう。

（以下、略）

(衆) 社会労働委員会 (昭和 59 年 12 月 18 日) 議事抜粋

(中略)

○森井委員 しかし、これは大変なことですね。僕も、今明らかになってびっくりしたのですけれども、そうすると、サラリーマンの奥さんは自動的にじゃなくて、本人からの申請に基づいて三号被保険者として認定する、こういうことですね。これは事務的に大変なことですよ。出さなかったらどうするのですか。そうすると強制加入だから、今度は国民年金そのもの、一号被保険者として強制加入になる。届けなかったらそういう場合があるわけですね。そのときは市役所とか区役所とかから納付通知書が行くのでしょうか。あなたは届け出がないから一号被保険者でございます、こういうような形になるのですか。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。現行の制度におきましても、国民年金の被保険者につきましては御本人の届け出という形で適用させていただいておるということでございます。厚生年金の場合は、事業主の方に、個々の被用者につきまして被保険者の資格取得、喪失ということの手続をさせていただいておる、こういうことでございます。国民年金は事業主にかわる方がございませんので、御本人に被保険者の資格取得、喪失ということについては届けを出していただくという形になっておるわけでございます。

今回の改正法によりましても、本来被保険者につきましては、厚生省令の定めるところによりまして、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更、これは今お話しになっております一号、三号等の種別の変更でございますが、こういったものを市町村長に届け出るという形になっておるわけでございます、そういう形での事務処理をさせていただくということになるかと思えます。(以下、略)

(衆) 社会労働委員会 (昭和 60 年 4 月 18 日) 議事抜粋

(中略)

○多賀谷委員 私、非常に心配しているのは、サラリーマンの妻が今度は三号の被保険者になるでしょう。ところが、夫が退職すれば厚生年金を払いません。そうすると、うっかりすると妻は一号年金に切りかわっていない。これが私は非常に多いと思うのですよ。今までは無関心であっても夫がどんどん保険料を払ってくれておる。ところが今度は夫が退職した、そうしたら、自分は三号でなくなっているわけですよ。一号へ移らなければならぬでしょう。この空間に障害がいろいろ起こると、いわゆる被保険者でない間の障害だということで何ももらえない。社会保険庁もおられるけれども、よほどPRしないと不幸な事態が起こるのではないかと思います。これをひとつどういうようにするか、お答え願いたい。それで終わりたいと思います。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。先生おっしゃいましたのは、三号被保険者としての被保険者管理をしております、その方の御主人様の社会保険上の地位の変更によりまして変更でございます。これは一つの考え方は御本人からの届け出をお願いしたいと思っておりますけれども、先生がおっしゃいましたように、そこにずれが出てくることは重々考えられますので、私どもといたしましては、もう一つ違うサイドからのチェックシステム、被用者保険サイドの変更がそういった形の第三号被保険者の変更に結びつくようなシステムを検討いたしております、御本人の届け出と併用する形で考えたいと思っております。こういった場合でも、若干のずれ、一月とか二月とかのずれが出ることは予想されるわけでございますが、この場合は、今回の改正につきましては、その時点で一号でございますので、保険料のいわば滞納になるわけでございますので、滞納という事態がございまして、今までの被保険者期間全体を通じまして三分の二の拠出があれば、つまり三号としての期間が三分の二に満ちている形になっておりますので、障害年金の受給資格はほとんど得られると考えております。

(中略)

○長尾政府委員 今回の改正案の具体的な実施につきましては、現行の仕組み、つまり国民年金は市町村を通じました事務処理をやっておる、厚生年金は事業主、社会保険事務所を経由した事務処理をやっておる、こうした現行の仕組みを大幅に変更しないようにということを考えたわけでございます。(以下、略)

— 植西国年課長が説明 — (抜粋)

被扶養配偶者の認定

次に被扶養配偶者の認定は、法理上処分となっています。資料 2 の 3-(4)にあるように社会保険事務所の権限として社保で行うこととなります。したがって、市町村で届書の受理および審査の事務をやっていただき、その決定は事務所の責任で行うということです。

この被扶養者であるという認定基準は(3)に書いてあるように、年金保険部長通知で示すようにしておりますが、その内容は医療保険の被扶養者認定基準とほぼ同じものを予定しています。ただ、認定に当たって実務上問題になるのは、認定年月日の取り扱いになってくるかと思うが、この辺はさらに詰めて、追って指示を申し上げます。

記録の管理

次に記録の管理についてです。新法では三号被保険者の原簿を設けて、被保険者資格取得の管理のほか、種別変更も全て記録することを明記しております。

つまり、将来、給付が行われるかどうかは、原簿に基づいて裁定されるので、常に原簿の記録が適正に行われることが非常に重要になってきます。記録に誤り—三号に該当した記録がないと、給付の面で不公平が生じることになるうえ、年金制度の信頼を欠くことにもなりかねません。そこで記録の管理は、従来以上に慎重にやっていかなければなりませんし、三号被保険者の届出の励行には、今まで以上の努力をお願いします。

届出が保険料の納付と同じ意味を持ち、納付に変わるものとして義務づけられていることを、機会あるごとに周知していただきたい。また一端、三号被保険者として登録されても、三号に該当しなくなった場合、その届出をしないと、これもまた給付の公平性が保たず、将来、不利な結果を招くと思います。

そうはいつでも、三号の人が三号に該当しなくなったとき、言い替えると保険料を納めなくてもいいグループから納めるグループになるので、届出の励行は実際問題、なかなかむずかしいのではないかとこのように考えられます。

一定期間ごとにチェック

そこで原簿の記録の適正化を確保するため、記録のチェックシステムを設定し、一定期間ごとに電算機で記録を再確認する方法を講じることにしています。このところは 6 に指示してあります。中央のセンターに三号被保険者の情報ファイルを作成し、三号被保険者の記録はもちろんのこと、夫の記録も納めて、国民年金の原簿と厚年の原簿の三つを突合して確認していきます。ここの確認で三号被保険者でなくなった者をリストアップして、届書の勧奨を行っていかうかと考えています。

国年はこの方法で機械処理できますが、共済は相手方が別の機関なので、なかなか機械的に情報を取れないため、配偶者情報のリストを共済に送付、その送付リストで確認して返してもらうような方法をとりたいと、現在、共済組合と折衝中です。

いずれにしても機械処理するため、厚年のマスターファイルを使うが、まだ記録が十分切り替えられていないので、厚年マスターファイルは、まだ先になるのではなかろうかと考えています。

配偶者情報は(2)にあるように月一回程度まとめて、磁気テープに変換、社会保険庁に送付してもらいます。社会保険庁はこの磁気テープ(配偶者情報)は、委託でパンチすることになっております。つまり、実際には届書を委託業者に渡してもらい、委託業者から社会保険庁に回付される仕組みをとることになります。

社会保険事務所は届書が出たら、届書の一般的な事項は、窓口から入れ、配偶者情報は業者に渡すというふうな手続きをとるわけです。回付された磁気テープは、当分の間、社会保険庁で別途の処理を行い、別テープを作り、記録の管理を行います。

このようなチェックシステムをとりますが、三号被保険者の移動はほかにもあって、先に述べたチェックにかからないケースも出てきます。

夫との関係に連動しないで変わるケースが三つほどあげられるようです。①本人に所得が出てきたとき②離婚したとき③本人が厚年の被保険者になったとき、はこのチェックでは発見できません。

こういったケースは相対的にそう多くはないと思う。しかしこれについても何らかの別の措置を講じる必要があります。そこで(5)に示してあるように、三号被保険者が自己の所得を有するようになること、または離婚した場合は、定期的に市町村の備え付け公簿で、市町村でその確認を行ってもらう予定です。

三号→二号になったときはいろいろの方法を考えましたが、適当な手段がないので、事業主に協力を求め、届出の励行を図っていく措置を講ずることとしています。

資料2 第3号被保険者の事務の取扱い（検討案）

1. 基本的仕組み（略）
2. 届出（略）
3. 被扶養配偶者の認定（略）
4. 記録の管理（略）
5. 不服の申し立て（略）
6. チェックシステム

第3号被保険者が第1号被保険者となった場合（保険料の納付が必要となった場合）に的確に対応するため、次のようなチェックシステムを設ける。

(1) 第3号被保険者に該当したとき又は第2号被保険者について資格の同月内得喪があったときに、第3号被保険者が市町村長に対して行う届出において、現行届出事項に加え、第2号被保険者の氏名、生年月日、所属年金制度及び厚生年金保険等（旧船員保険）の記号番号（記号番号のない共済組合の組合員である場合は医療保険制度の保険者名及び保険者番号）（以下「配偶者記録」という。）を届け出るものとする。

(2) 社会保険事務所は、市町村から提出された届書に基づき、配偶者記録以外の第3号被保険者にかかる処理を窓口装置で行う。

配偶者記録の処理は、月1回程度まとめて磁気テープに変換する処理を行い、磁気テープで社会保険庁へ回付する。

(3) 磁気テープで回付された配偶者記録は、当分の間、現行国民年金のオンラインシステムとは切り離し、社会保険庁で別途処理を行い、その記録管理を行う。

(4) 社会保険庁は、厚生年金保険の現存被保険者記録管理がすべてオンラインに切り替えられた後、年1回、配偶者記録を活用することにより、第3号被保険者期間と第2号被保険者期間とを突合する。

(5) 第3号被保険者が自己の所得を有すること又は離婚等により第2号被保険者の被扶養配偶者に該当しなくなったことによる第3号被保険者資格の非該当者については、定期的に市町村の備付けの公簿（戸籍簿、住民票、課税台帳、国保台帳）等を活用することで記録の適正化を図る。

(6) (4)及び(5)により、第3号被保険者に非該当と考えられる者については、社会保険事務所から市町村を経由し本人照会を行うものとする。

第3号被保険者非該当の処理は本人の届出に基づき行うことを原則とするが、市町村による届出指導にもかかわらず未届の者は、社会保険事務所の段階で職権整理により種別変更の処理を行うものとする。

(7) 第3号被保険者が第2号被保険者となった場合の届出の励行については、事業主の協力を求める。

実務研修会における社会保険庁年金保険部国民年金課長補佐発言（抜粋）

「被扶養配偶者の認定そのものは、政令で定めることになっているわけです。具体的にどういう政令になるかは年金局で検討していますが、現在検討処理案で示してある健康保険の被扶養者と同じ範囲のものが定められるのではないかと考えています。

また、本人が健康保険証を持参してきて、被扶養配偶者であると申し立てれば、それで確認する、やはり大量に出てくるのですから、個々について被扶養者の実態はどうかまでは調査できないわけです。」
（中略）

「六十一年四月以降の平常業務について、どの程度まで資格年月日が確認できるのか、医療保険は資格取得年月を過去にさかのぼる実益がないものですから、受付した時点で認定している。遡及する場合にどのあたりまで遡及するかについては、現在詰めている段階です。

現在は、六十年の種別確認事務の内容についてのみご連絡申し上げているわけで、六十一年四月以降の平常業務事務処理案については、目下検討中で、今年の秋には皆さん方にお示しする予定で準備を進めています。」

（中略）

「被扶養者異動届書の活用というのは、私どもも検討しました。ただ被用者年金をやめて、そのまま自営業につく者と被用者年金をやめても、またすぐに被用者年金に入るという者もいるわけです。」

つまり第三号・第一号の関係から言いますと、被用者年金加入の夫が第二号から第一号になる者と、第二号がまた第二号になる者がいます。

そうしますと、被用者年金全体から年間約百万人退職者がいますと、実際に自営業者に移るのは、つまり第二号から第一号になるのは一割程度であろうと推定されます。残り九十万人分については市町村に情報を提供しても使えず、かえって市町村の事務に混乱が出てくるのではないかとということです。」

現在、私どもが考えていますのは、第三号被保険者としての届出の時点でご主人の配偶者記録を取りますので、ご主人が被用者年金の資格を喪失した時点で、なお奥さんがそのまま第三号被保険者になっているものについては、チェックシステムを活用し、これを皆さん方にお知らせをするということを考えていますので、よろしく願います。

第三号被保険者の問題は、市町村サイドあるいは被用者年金サイドでとらえても、完全に把握することはむずかしいわけです。事業主の方に届出義務を課すことは、本来、従業員ではなく従業員の奥さんですので、なかなか難しいわけです。

それで、大きな企業であれば、その辺の事務処理能力もあるだろうと思いますが、大部分は中小企業が多いので、このあたりが完全にフォローできない限り、被用者年金サイドからの届出についても完全を望むことはむずかしいわけです。

これは国民年金サイドの業務のものだけでもないし、被用者年金サイドの業務だけのものでもないので、両課が一体になって業務処理を進めてほしいというのは、そういう意味あいがあるわけです。

今後、市町村に情報を提供することについては、両課を通しての協力体制のもとに、できるだけやっていきたいと考えております。」

全国都市国民年金協議会総会・研修会における市町村等からの提案及び厚生労働省・社会保険庁の助言

時期	提案内容	助言
<p>第26回 (S63.7.21)</p>	<p>一、被保険者の資格変更に係る年金業務の対応について(◎近畿、北海道、関東、中国) (提案説明)新年金法の被保険者資格異動の届出義務については、広報や説明会等でPRを行っているが、届出がスムーズに行われていない現状である。特に第三号被保険者の資格届出が、事業所等に対する法的義務付けがないため、市区町村の窓口での対応にも限界があることから、これらの事務処理が効率的、合理的に行われるよう、また無年金者の発生を防ぐ措置として、次のように改善されたい。 (一)事業所に対し市区町村窓口への国民年金資格変更届等の通知を義務付けること。 (二)事業所または社会保険事務所で、年金手帳への厚生年金期間の記入を義務付けること。 (三)社会保険事務所から、政府管掌健康保険資格の異動情報を市区町村へ提供すること。 (四)今年七月末をもって第三号被保険者の資格届出が順次時効成立となるが、これらの届出の遅れた被保険者でも、後日資格期間の確認ができるものについては、カラ期間扱いとすること。</p>	<p>新法年金による種別変更の届出が確実に行われることは国年事業の推進上、大変重要なことであり、私共としても、その周知・徹底に鋭意努力しているところである。今後とも、PR等により一層力を入れていきたいと考えている。 なお、このような届出業務の推進を図っていくためには、事業主の協力もまた必要である。そのため、事業主に対するPRも別途行っている。 さて、ご提案の各項目についてであるが、(一)についてはこれを法的に義務付けるとすれば、たとえば事業所が退職した人を追いかけるということにもなるわけで、その把握は大変困難ではないかと思う。 また(二)についても、同じことが言えるのではないだろうか。社保へは年金手帳は回付されない。 さらに、(三)についてであるが、健康保険の被保険者の住所は管理していないので難しい。 (四)について私共の考えを申し述べると、三号被保険者だけについて一定の枠をはめる形は、本当に資格期間が確認できているかどうか、また、申請どおりの事実関係があとになって果たして明かになるかどうか、さらに三号被保険者だけを独自に扱うこととなると他の被保険者との関係上、非常に問題が生じてくるのではないかなど、いろいろな面で心配される。 このような観点からみると、既に新制度のPRを行っている中で被保険者の方々に十分ご理解いただけるよう皆様方にはよろしくご指導願いたい。</p>

第3号被保険者に対する種別変更の届出勧奨及び職権による種別変更に関する取組

時期	届出勧奨(社会保険事務所において実施)	職権による種別変更(1号職権適用含む)
昭和36年度		<p>※20歳到達者(強制加入者)に対する職権適用について昭和38年から通知上に位置付けあり。</p>
昭和63年度	<p>昭和63年3月「第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について」</p> <p>昭和63年度以降、配偶者が厚生年金の加入者で不整合記録が生じている者に種別変更の届出勧奨を実施。(特定の時点において不整合となっている者に勧奨)</p> <p>※昭和63年度～平成2年度…年1回勧奨、平成3年度…年2回、平成4年度～6年度…年3回</p>	
平成7年度	<p>平成7年3月「国民年金第3号被保険者に係る特例届出の勧奨事務の実施について」</p> <p>3号特例(平成7年4月)の実施にあわせ、届出勧奨を実施</p> <p>(対象者) ①3号特例該当者 ②3号期間に対応する配偶者の2号期間がない不整合記録保有者等</p> <p>平成7年8月「国民年金第3号被保険者に係る種別変更の届出の勧奨について」</p> <p>平成7年12月から3号→1号の届出勧奨の実施方法を変更</p> <p>一定時点における対象者一括抽出から、被保険者ごとに毎月対象者抽出する方法に変更(事象発生から3ヶ月経過後に勧奨し、なお3ヶ月後経過しても未届の場合は再勧奨)</p> <p>○勧奨対象</p> <p>① 配偶者が第2号被保険者(厚年)の資格を喪失しているにもかかわらず、第3号被保険者となっている者</p> <p>② 本人が政管健保の被扶養者に該当しなくなったにもかかわらず、第3号被保険者となっている者。</p>	
平成10年度	<p>平成10年3月「国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認のお知らせ(勧奨)の実施について」</p> <p>共済情報の活用による勧奨対象者の拡大</p> <p>事象発生から2ヶ月後に勧奨し、なお4ヶ月経過しても未届けの場合は再勧奨</p> <p>○ 勧奨対象</p> <p>① 配偶者が第2号被保険者(厚年・共済)の資格を喪失しているにもかかわらず、第3号被保険者となっている者</p> <p>② 本人が政管健保・共済の被扶養者に該当しなくなったにもかかわらず、第3号被保険者となっている者</p> <p>※ 健康保険組合については、被扶養から外れた配偶者の情報を入手していない。</p>	<p>第3号被保険者で不整合となっている者に対し、市町村が初回の勧奨状を送付しても、なお未届の者に対し、第1号被保険者として早期に適用を行い、納付書を送付することに努めるよう指導することを都道府県宛に通知</p>
平成14年度		<p>地方分権一括法の施行による事務処理移管に伴い、それまで一部の市町村で実施していた適用の事務を一部の社会保険事務所において実施</p>
平成17年度		<p>平成17年4月「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について」</p> <p>職権適用の統一的な事務処理方法を示し、全社会保険事務所に職権適用を指示</p> <p>(事象発生から2ヶ月後に勧奨を行い、なお4ヶ月経過しても未届の場合は職権による種別変更を実施)</p>

平成6年年金制度改正に伴うブロック別事務打合せ会資料
平成7年2月 社会保険庁 社会保険業務センター

第3号被保険者の特例届出

1 改正内容

年金受給権を確保するための措置として、第3号被保険者に該当することの届出が行われていない又は遅れたために保険料納付済期間に算入されない第3号被保険者期間（以下「3号未算入期間」という。）を有する者について、平成7年4月から平成9年3月までの期間に限り特例届出を認め、当該期間を保険料納付済期間に算入することとしたこと。（改正法附則第10条）

2 事務処理概要

(1) 第3号被保険者特例届出の勸奨状等について

第3号被保険者特例届出の必要があると見込まれる者等（ただし、死亡喪失している者及び不在被保険者となっている者を除く。）について、平成7年3月に社会保険業務センターで「第3号被保険者記録の確認のお願い（第3号被保険者特例措置該当届）」（別添1、特例届出の様式を兼ねるもの、以下「特例届出の勸奨状」という。）及び「勸奨状送付一覧表」（別添2）を2部作成し、住所地を管轄する社会保険事務所に送付することとしたこと。

【勸奨状作成対象者】（別添3参照）

① 3号未算入期間を資格記録に有する被保険者及び年金受給権者（注）

（注） 年金受給権者については、「特例届出の勸奨状」及び「勸奨状作成送付一覧表」に表示（#）を付して送付する。

② 配偶者記録が誤っていると見込まれる者

③ 第3号被保険者資格記録に対応する配偶者の厚生年金保険被保険者資格記録がない者

なお、配偶者が共済組合の組合員である者については、上記①のみ作成されるものであること。

(2) 特例届の勸奨状の送付について

社会保険事務所は、他の事務処理も考慮し、施行日以降の円滑な事務処理を確保できるよう発送計画を策定し、特例届出の勸奨状を対象者に送付すること。

(3) 年金受給権者への勸奨状の送付について

社会保険事務所は、年金受給権者たる3号未算入期間を有する者に対する特例届出の勸奨状には、年金額改定事由該当届（別添4参照）を同封して送付すること。

(4) 勸奨状送付一覧表の送付について

勸奨状送付一覧表を、第3号被保険者特例届出の受理事務の参考資料として市町村（特別区を含む。以下同じ。）あて送付すること。

また、市区町村においては、照会対応、勸奨状送付者の把握を行う他に記録補正の内容を記載する等、受付簿として活用すること。

(5) 届出書の受理等について（市区町村の事務）

① 特例届出の受付は、平成7年4月1日以降、市町村を経由して行うこと。

② 勸奨状により特例届出がされた場合は、住所・氏名が記載され捺印されていること及び勸奨状作成一覧表に出力されていることを確認すること。その際の添付書類は不要であること。

また、特例届出があった場合で、本人から勸奨状の紛失、棄損等の申出がされた場合は、送付一覧表に出力されていることを確認のうえ、手書きの特例届出により提出させること。

③ 3号期間と配偶者記録に不整合期間がある場合は、送付一覧表の不整合内容表示（記録不備、記録未収録、配偶者手番なし、配偶者資格取得取消済、生年月日不一致、性別一致、配偶者資格記録なし）を確認し、以前の届出が誤りである場合または提出もれが判明した場合は、3号該当届等を提出させるとともに現年度に係る1号未納期間が判明した場合は、その者に納付書を発行すること。なお、過去において被扶養配偶者であることの確認が行われていない期間があるときは、被扶養配偶者となった日及び被扶養配偶者であることを証する健康保険被保険者証または事業主の証明等を求め、記録の確認を行うこと。（別表参照）

④ 年金受給権者から特例届出が提出された場合は、年金額改定事由該当届が添付されているかどうか確認し、添付がない場合は提出させること。

⑤ 3号記録と配偶者記録の不整合により1号未納期間が発生する場合は勸奨状作成

時点（平成7年8月上旬）までに裁定決定されている者は、3号期間の記録整備は行わないこととすること。

（別表）

不突合内容の事象及び添付書類

不突合内容表示	事 象	添 付 書 類
記録不備	配偶者資格取得日以前に3号該当日がある。	3号該当日を確認するため被扶養配偶者となった日及び被扶養配偶者であることが確認できる書類 〔被保険者証又は組合員証又は事業主の証明等〕
記録未収録	配偶者記録の進達もれにより配偶者記録が管理されていない。	3号該当日を確認するため被扶養配偶者となった日及び被扶養配偶者であることが確認できる書類 〔被保険者証又は組合員証又は事業主の証明等〕
配偶者手番なし	3号該当届で届出された手帳番号がない。	配偶者の年金手帳番号の確認できる書類（年金手帳等）
配偶者資格取得取消済	3号該当届で届出された手帳番号が資格取得取消となっている。	配偶者の年金手帳番号の確認できる書類（年金手帳等）
生年月日不一致	3号該当届で届出された生年月日と配偶者記録の生年月日が相違している。	配偶者の生年月日の確認できる書類（年金手帳等）
性別一致	3号該当者の性別と配偶者の性別が一致している。	配偶者の性別を確認する。 （添付書類不要）
配偶者資格記録なし	3号該当届で届出された手帳番号の資格取得が取消されている。	3号該当日を確認するため被扶養配偶者となった日及び被扶養配偶者であることが確認できる書類 〔被保険者証又は組合員証又は事業主の証明等〕

(6) 第3号被保険者資格取得（種別変更）届出の未届けの取扱いについて

送付一覧表に出力されていない者（注）から3号該当届と共に3号特例届出の申出がされた場合は、3号期間に該当するか審査するため被扶養配偶者となった日及び被扶養配偶者であることを証する被保険者証（共済組合員の場合は組合員証。）又は事業主の証明等の提出を求め、3号該当日を確認すること。

また、平成7年4月1日以後においては、第3号被保険者の資格取得（種別変更）の届出を行ったことがない者など3号未算入期間を有することが新たに判明した者の資格取得（種別変更）の届出の際には、併せて特例届出を行わせるものであること。

(7) 特例届書の記載事項の入力について（社会保険事務所の事務）

① 特例届出された期間に誤りがないか確認し、特例届出の入力処理を行うこと。

受給権者である場合は、「年金額改定事由該当届」が提出されているか確認し、提出がない場合は市町村に連絡すること。

② 資格記録に補正が必要な場合は、資格関係届書の入力を行ったのちに特例届出の処理を行い、また、資格関係届書が2年以上遡及することにより3号未算入期間が発生する場合は、該当期間について特例届出の入力処理を行うこと。なお、特例届出の提出がない場合は市町村に連絡すること。

③ 資格関係届書の入力により過年度分にかかる1号未納期間が判明した場合には、本人に納付書を発行すること。（時効により徴収権の消滅している期間を除く。）

④ 特例届出は窓口装置からの入力のほか、パンチ委託で作成した磁気テープでの集信も可能とする。

なお、パンチ委託に係る事務の詳細については、おって連絡する。

(8) 裁定請求書の受付・審査について（社会保険事務所の事務）

① 年金給付の裁定請求書の受付・審査に当たって、請求者に第3号被保険者期間があるときには、必ずその配偶者の被用者年金制度の加入状況と突合し、被保険者期間の確認、整備を行うこと。

また、特例届出にかかる納付記録の窓口装置への照写は、現行の3号納付記録を示す「+」表示、3号未納記録を示す「-」表示とは別に新たに3号特例納付記録を表示（「\$」）するため、請求者が特例届出未提出者である場合は、市町村に連絡し、特例届出を提出させるよう徹底すること。

② 受給権発生以降に3号特例届出がされている場合は、3号特例届出期間を納付月

数に算入せずに、通常の裁定処理を行い、3号特例届出期間については、「年金額改定事由該当届」に記録補正後の被保険者資格記録照会票を添付し進達すること。

(別紙2参照)

なお、受給権者にかかる年金額改定処理は、再裁定処理により行うが、「再裁定依頼書」の作成は要しないこととした。

(9) 年金額改定処理について(業務センター)

- ① 年金額改定処理については、特例届出が2年間という特例措置であることから、社会保険事務所で受理した年金額改定事由該当届に基づき社会保険業務センターで再裁定処理を行うこととしたこと。

なお、事務処理は現行の再裁定処理と同様であるが、出力帳票は「支給額変更通知書」としたこと。したがって、裁定者一覧表は出力されないこと。

- ② 第3号特例届出による再裁定の再裁定事由は「11」としたこと。
③ 支給額変更通知書に新たな該当コード(注)を追加し、本人に通知することとしたこと。

(注) 追加該当コード

コード	表示内容
新法 「55」	第3号特例届出にかかる期間が保険料納付済期間に算入されたため、年金額を変更しました。

(10) 3号特例届出期間にかかる年金加入期間確認通知書の出力方法

年金加入期間確認通知書(国年用)に3号特例届出年月日及び特例届出期間を出力する。

(11) 事業主等に対する協力依頼について

第3号被保険者の資格取得(種別変更)届出に当たっては、厚生年金保険の事業主から被扶養配偶者であることの確認を受けることが必要な場合があり、事業主等の積極的な協力が不可欠であるので、第3号被保険者資格取得(種別変更)届出の必要性の周知と併せて、あらためて保険主管課と連携を図り協力依頼を行うものであること。

(12) 事務処理の流れ

「別紙1」参照

平成 11 年度決算検査報告 (抜粋)

国民年金の第 3 号被保険者に係る種別変更の届出について、その適正化を図るよう改善の意見を表示したもの

国民年金の第 3 号被保険者に係る種別変更の届出の適正化について

(中略)

3 本院が表示する改善の意見

我が国における急速な高齢化の進展に伴い、国民年金の年金給付額は今後ますます増大し、年金財政が一層厳しくなることが見込まれている。

については、貴庁において、第 3 号被

保険者に係る種別変更の届出について、その適正化を図るよう次のような措置を講ずる必要があると認められる。

- (ア) 第 3 号被保険者に係る被扶養配偶者の認定基準と健康保険等の医療保険における被扶養者の認定の取扱いが、年間収入の要件に関しては同じであることに鑑み、医療保険者との連携を十分に執るなどして第 3 号被保険者のうち種別変更の届出が必要な者を把握すること
- (イ) 事業所得等の総収入額から控除する必要経費の範囲を明確にすること
- (ロ) 市町村や事業所との連携を十分に執るなどして、第 3 号被保険者に対して種別変更の届出の義務について周知、徹底を図ること

国民年金事務に関する役割分担の見直し

地方分権推進委員会第3次勧告（平成9年9月2日 地方分権推進委員会）を踏まえ、地方分権推進一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号））により整理されたもの。

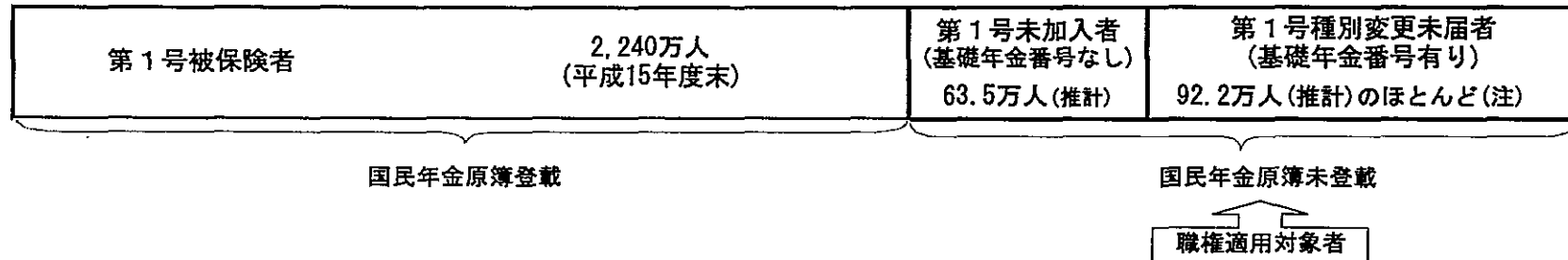
	適用関係			保険料徴収関係		記録管理関係		年金給付関係			
	1号の届書の受理	3号の届書の受理	年金手帳の交付	現年度保険料	過年度保険料			1号期間のみ有する者の裁定請求	3号期間を有する者の裁定請求	年金証書交付	年金支払
～H12.3.31 (市町村の事務は機関委任事務)	市町村	市町村	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	市町村	社会保険庁
H12.4.1 ～H14.3.31 (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	社会保険事務所	社会保険庁
H14.4.1※～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁 (国民年金原簿)		市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁

※平成22年1月1日以降、社会保険庁及び社会保険事務所は、日本年金機構に移行。

勧告事項① 適用業務の的確な実施

現状・実態

- 厚生年金等の被用者年金の加入者(第2号被保険者)及びその被扶養配偶者(第3号被保険者)は、離職等に伴い、国民年金の第1号被保険者への種別変更届が必要。しかし、届出を行わない者も多く、社会保険庁は、第1号種別変更未届者に対して、2か月後及び6か月後の2回の通知(勸奨状の送付)を行うよう、社会保険事務局等に指示。2回にわたり勸奨状を送付しても、2回目は効果が著しく低く、半数近くが第1号被保険者への届出勸奨に応じない状況(平成15年度、9事務局)
 - ・ 76.3万人中、1回目の勸奨効果33.7万人(44.1%)、2回目の勸奨効果7.3万人(9.6%)、勸奨効果なし35.4万人(46.3%)
 - ・ 勸奨状の送付に係る予算(平成16年度、全国)：約7億円、勸奨状送付対象者数：641万5,000件(1件当たりの送付単価110円)
- 勸奨状の送付後の取扱いは、社会保険事務局等に一任
 - ・ 調査した35社会保険事務所のうち、職権適用未実施が30事務所(85.7%)。職権適用を実施している5事務所(14.3%)においても、対象者を35歳未満の者に限定するなど、必ずしも国民皆年金の理念に沿って実施していない状況
- 第1号未加入者は、住民基本台帳ネットワークシステムの活用により把握し、国民年金に加入させる必要あり



(注)1 平成13年公的年金加入状況等調査結果(社会保険庁実施)による。
 2 92.2万人の中には、第1号種別変更未届者の他、第3号被保険者の未届者等が含まれる。

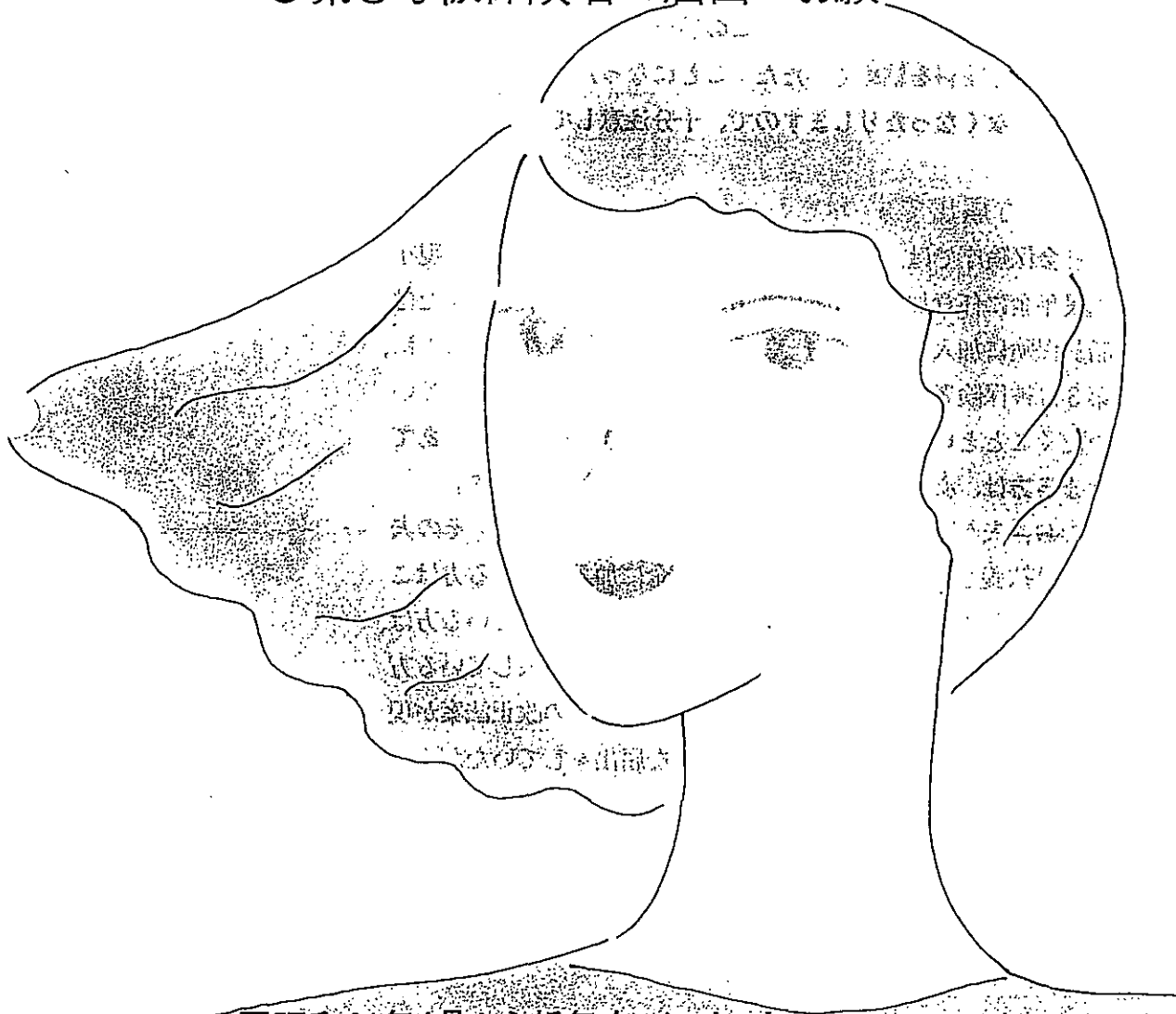
勧告要旨

- 職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、第1号被保険者になる者に対して勸奨状を送付し、当該勸奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。

国民年金任意加入被保険者現況届書の送付
(昭和60年10月)時に同封したパンフレット)

国民年金に 任意加入されている皆様へ

●第3号被保険者の届出のお願い



■昭和61年4月から新年金がスタート

あなたが加入されている国民年金は、昭和61年4月から改正されます。今回の改正で厚生年金または船員保険の加入者である夫から扶養されている妻は、国民年金の保険料を納めなくても老齢基礎年金等の年金を受けることができるようになりました。これらの方の国民年金の保険料は、その方の夫が加入する年金制度からまとめて納められることとなります。

㊦市区町村に届出を

国民年金の改正後は、厚生年金または船員保険の加入者に扶養されている妻は、全員が国民年金の被保険者となります。このような被保険者を第3号被保険者といいます。第3号被保険者として取り扱われるためには、市区町村に届け出て確認を受けることが必要となります。この届出の手続を忘れずと、引き続き保険料を納めていただくことになったり、将来年金を受けられなくなったりしますので、十分注意してください。

㊦大切な届出です。お忘れなく

社会保険庁では、昭和61年4月からの改正にそなえて、現在国民年金に任意加入されている方のうち、夫が厚生年金または船員保険に加入している方で、その夫から扶養されている方に、第3号被保険者として取り扱われるために必要な届出をしていただくことといたしました。大切な届出ですので、これにあてはまる方は、必ず届出をしていただくようお願いします。

なお、夫が厚生年金または船員保険に加入していてもその夫により扶養されていない方（農業者年金に加入している方はこれに含まれます。）や、夫が共済組合の年金に加入している方は、今回の届出は不要です。夫が共済組合の年金に加入している場合は、共済組合に基礎年金を導入するための改正法案が現在国会で審議中ですので、後ほど必要な届出をしていただくこととなります。

※なお、妻により扶養されている夫の場合も同様です。妻により扶養されている夫の場合は「夫」を「妻」と、「妻」を「夫」と読み替えてください。

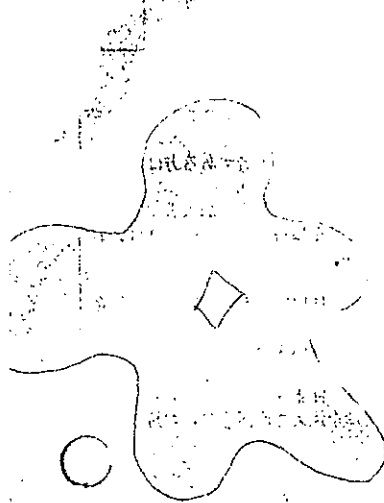
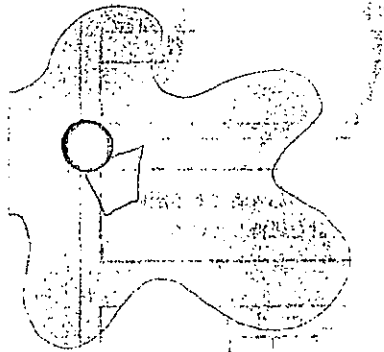
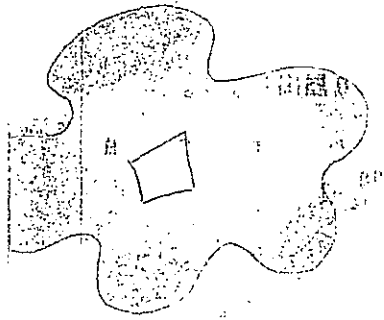
届出のしかた

(1) 今回届出をしていただく方は、次のイ、ロ、ハのいずれにもあてはまる方です。

イ、あなたの夫が、厚生年金または船員保険の加入者であること。

ロ、あなたの夫が、大正10年4月2日以後に生まれた方であること。

ハ、あなた自身が、主として夫の収入により生計を維持していること(具体的には、あなたが健康保険の被扶養者となっているような場合をいいます。)



(2) (1)のイ、ロ、ハのいずれにもあてはまる方は、同封の「国民年金任意加入被保険者現況届書」に所要事項を記入し、夫の勤務先で確認を受けたうえ、あなたの住所地の市区町村の国民年金担当窓口に昭和61年1月31日までに提出してください。(郵送でかまいません。)

なお、夫の勤務先での確認を受けない場合には、届書に①健康保険被保険者証または船員保険被扶養者証と②夫の年金手帳(または厚生年金保険被保険者証、船員保険年金番号証)を添えて、昭和61年1月31日までにあなたの住所地の市区町村の国民年金担当窓口^に持参してください。(夫が厚生年金の任意単独被保険者である場合など、この書類が持参できない方は、市区町村(国民年金担当窓口)へご相談ください。)

(3) 届出をしていただいた後、夫から扶養されなくなったとき(あなた自身が収入を得ることとなったとき、離婚したときなど)、夫が退職し厚生年金や船員保険の加入者でなくなったとき、夫が転職して加入年金制度が変わったときは、その旨を必ず市区町村に届け出てください。(届出がありませんと将来の年金に不利益が生ずることもあります。)

なお、今回届出をしていただいた方は、その届出内容に変更がなければ、昭和61年4月1日以降あらためて第3号被保険者の届出をしていただく必要はありません。

引越届出 ・ 国民年金の加入脱退届出 ・ 国民健康保険の加入脱退届出

(あて先) 横須賀市長

確認 して 太 枠 内 を 記 入 だ さ い	届出に 来た 方	氏名	本人・同一世帯の人・代理人 ()		転入	全 A01	転出	全 B01	転居	全 C01	申出修正	D11	枚の			
		住所	(代理人のみ)		転入未届	全 A11	脱離消除	全 B02		全 C02	転出証明再発行	P03				
		電話	自宅・勤務先・呼出 () 方		住所設定	全 A12	全 B71	全 B72		全 C03	国保・国年得喪	H01				
		職権記載	-		職権記載	全 A41	全 E11	世帯合併		全 C04	※付記転入(未届)	全 A01				
引越日 (戻動日)	年	月	日	届出日 (今日)	年	月	日	住所2(アパート・マンション等)	世帯主	全 C11	※付記転入(未届) ※付記転入(未届) ※付記転入(未届) ※付記転入(未届)	全 A02				
住	新 (現)	-		旧	-		フリガナ	フリガナ	確認	転居	し尿	国年				
再転入者	学 齢 児 童	氏(フリガナ)名		生年月日	性別	続柄	住基カード	国保	退職	世帯主	取得・喪失日	国民年金	取得・喪失日	保険料	付加得喪日	介護
確 子 消	小 中	1	明・大・昭・平	男	有	返納 修正 未済	1取得 0無 1本 2扶	有	得	3号 0無 1無 2任 5 7	得	0無 1定 3付	得	乳児		
確 子 消	小 中	2	明・大・昭・平	女	有	返納 修正 未済	1取得 0無 1本 2扶	有	得	3号 0無 1無 2任 5 7	得	0無 1定 3付	得	児童		
確 子 消	小 中	3	明・大・昭・平	男	有	返納 修正 未済	1取得 0無 1本 2扶	有	得	3号 0無 1無 2任 5 7	得	0無 1定 3付	得	児童		
確 子 消	小 中	4	明・大・昭・平	女	有	返納 修正 未済	1取得 0無 1本 2扶	有	得	3号 0無 1無 2任 5 7	得	0無 1定 3付	得	児童		
確 子 消	小 中	5	明・大・昭・平	男	有	返納 修正 未済	1取得 0無 1本 2扶	有	得	3号 0無 1無 2任 5 7	得	0無 1定 3付	得	児童		
旧 住 所	氏名	新続柄	氏名	新続柄	旧住所記番	申告書 備考欄	取得	喪失	変更	訂正	備考					
					(取替事由) Y81 社説・Y82 生保廃止 Y83 国保離脱・Y84 ()		厚共離脱・外国から転入 20才到達・学生・5加入 7加入・在外任意 その他 ()		配偶者(厚共離脱・扶 ・死亡・年齢到達) 離婚・在外へ転入 その他 ()		取得日・喪失日・種別 誤差取消 その他 ()					
					(喪失事由) Y91 社説・Y92 生保開始 Y93 国保加入・Y94 ()		厚共加入・外国への転出・死亡 60才到達・任意喪失 その他 ()									
	確認資料 パスポート・免許証・保険証・年金手帳・住基カード・その他 ()				証 (交付・未済・郵送・回収・特別)											
(備 考)													CS入			
													取 止 届			

※住民基本台帳カードを添えての異動届書は、住民基本台帳カードの各申請書等を兼ねます。

市町村窓口(横須賀市など)で使用している
3枚複写の届出様式(引越、国民健康保険、国民年金)

国民年金 被保険者異動届

横須賀年金事務所長 様
(あて先) 横須賀市長

確認	届出に 来た方	氏名	本人・同一世帯の人・代理人 ()		転入	— 全	A01 A02	転出	— 全	B01 B02	転居	—・— —・全	C01 C02	申出修正		D11		
		住所	(代理人のみ)		転入未届	— 全	A11 A12	職権消除	— 全	B71 B72		全・— 全・全	C03 C04	転出証明再発行		P03		
して 太 棹 内 を 記 入 さ い	住所	電話	自宅・勤務先・呼出 () 方)		住所設定	— 全	A41 A42	転出取消	— 全	E11 E12	世帯合併 世帯分離	— —	C11 C12	国保・国年得喪		H01		
		引越日 (原到口)	年	月	日	届出日 (今日)	年	月	日	職権記載	— 全	A91 A92	回復	— 全	E01 E02	世帯変更 世帯主変更	C13 C14	付記転出 軽微な修正
再 転 入 者	学 齢 児 童	住所	新 (別)	—	フリガナ	新	フリガナ	世帯主	確認	転居	し尿	国年						
			旧	—	フリガナ	旧	フリガナ	世帯主	確認	転居	し尿	国年						
確 子 消	小 中	1	氏 (フリガナ) 名	生年月日	性別	続柄	住基カード	国保	退社	休職	取得・喪失日	国民年金	取得・喪失日	保険料	付加得喪日	乳児		
確 子 消	小 中	2	氏 (フリガナ) 名	生年月日	性別	続柄	住基カード	国保	退社	休職	取得・喪失日	国民年金	取得・喪失日	保険料	付加得喪日	児童		
確 子 消	小 中	3	氏 (フリガナ) 名	生年月日	性別	続柄	住基カード	国保	退社	休職	取得・喪失日	国民年金	取得・喪失日	保険料	付加得喪日	受付		
確 子 消	小 中	4	氏 (フリガナ) 名	生年月日	性別	続柄	住基カード	国保	退社	休職	取得・喪失日	国民年金	取得・喪失日	保険料	付加得喪日	窓追田逸衣大浦久北西		
確 子 消	小 中	5	氏 (フリガナ) 名	生年月日	性別	続柄	住基カード	国保	退社	休職	取得・喪失日	国民年金	取得・喪失日	保険料	付加得喪日	扱者		
旧 住 所	氏 名	新 続 柄	氏 名	新 続 柄	旧住所記番	中告番 記布流	取得	喪失	訂正									
							厚共船脱・外国から転入 20才到達・学生・5加入 7加入・在外任業 その他 ()	厚共加入・外国への転出・死亡 60才到達・任意喪失 その他 ()	訂正									
							[取得事由] Y81 社脱・Y82 生保廃止 Y83 国和就職・Y84 ()		訂正									
							[喪失事由] Y91 社加・Y92 生保開始 Y93 国和加入・Y94 ()		訂正									
	確認資料 (パスポート・免許証・保険証・年金手帳・住基カード・その他 ())						証 (交付・添付・郵送・回収・特別)											
(備考)												CS入力	照合	入力				
												廃止	回収					

3 「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の見方

！ 加入記録を必ずお確かめください。
※「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の太枠内の加入記録を十分にご確認ください。
赤字の **ア** **イ** **ウ** は、特にご確認いただきたいポイントです。

I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

181-9999
東京都杉並区高井戸南
7-14-21
年金 花子 様
432109876543

①基礎年金番号
1234-567890

生年月日 昭和47年 4月 2日
作成年月日 平成20年 5月10日

社会保険庁でわかっているあなたの年金記録は表のとおりです。「もれ」や「間違い」がないか、十分にお確かめください。ある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いします。
なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額、国民年金の納付・未納の詳細などはお示してきていませんので、少しでもご心配のある方は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」等にお問い合わせください。

(あなたの加入記録)

②加入番号	③加入区分	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格を取得した年月日	⑥資格を失った年月日	⑦加入月数
		ア この前の期間について、加入歴はございませんでしょうか？			
1	国年	国民年金	#平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	厚年	ABC工業	#平成 5. 9. 1	平成 7. 4. 1	19
3	厚年	年金商店	平成 7. 4. 1	平成 8. 4. 1	12
		イ 空白の期間について、加入歴はございませんでしょうか？			
5	厚年	東京株式会社	平成 8. 10. 1	平成 12. 4. 1	42
		厚生年金基金加入期間	平成 16. 4. 1	平成 19. 8. 1	40
6	共済	〇〇共済組合	平成 19. 8. 1	空欄	10
		ウ このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか？			

⑧国民年金						⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入期間合計	
納付済月数	未納月数	4分の3納付済月数	半額納付済月数	4分の1納付済月数	学生納付済月数	計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	(⑧+⑨+⑩)
50	0	0	0	0	0	50	71	71	0	0	121
国民年金の加入月数の合計						60	71	71	0	0	121
⑫共済組合等加入月数						10	⑬合計加入期間(⑪+⑫)		131		

⑭備考欄(特例扱いの期間等)

※このお知らせの見方については、リーフレットの2~3ページをご覧ください。

作成年月日について

今回のお知らせでは、「作成年月日」時点での加入期間をお知らせしています。

⑤欄・⑥欄(日付の空欄について)

共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、日付は空欄となっています。

厚生年金基金について

厚生年金加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。
【厚生年金基金についてのお問い合わせ】
・加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会
(年金相談専用ダイヤル: 0570-02-2666)
・加入期間が10年以上で脱退された方と
・現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

⑨欄・⑩欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。

標準報酬月額について

今回のお知らせでは、厚生年金などの標準報酬月額はお示してきていませんので、内容が知りたい場合には、6ページの「ねんきん専用ダイヤル」などにお問い合わせください。
※標準報酬月額: 保険料などを計算するための一定の幅で区分した金額に当てはめられたもの

④欄(お勤め先の名称などについて)

◆「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先が登録されていない場合です。
◆ 共済組合名は記録の管理上、実際の所属と異なる共済組合名・支部名が表示される場合があります。(年金額算定上は影響ありません。)

⑧欄(国民年金の納付状況について)

◆ 右の例の場合には、未納の月数は10月となります。
(加入月数の合計) - (⑧欄の計) = 未納月数
【右の例の場合】
60ヵ月 - 50ヵ月 = 10ヵ月

⑧~⑬欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。

国民年金の納付状況について

◆ 国民年金の納付・未納の詳細はお示していませんので、内容を確認されたい場合には、6ページの「ねんきん特別便専用ダイヤル」などにお問い合わせください。

これまでの年金加入期間について

《国民年金 第1号被保険者》

- ◆ 未納月数は納付済月数には含まれません。(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)
- ◆ 前納は納付済月数に計上しています。

《第3号被保険者期間について》

- ◆ 第3号被保険者に関する表示については、第3号被保険者として現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
※ 第1号被保険者等への変更を届け出いただいた場合においても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないために、表示が異なっている場合もあります。

- ◆ 第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者であって、原則として年収130万円未満の者)制度は、昭和61年4月に創設された制度です。それ以前につきましては、厚生年金保険・共済組合等の加入者の配偶者は、任意加入の対象者であり、申し出により加入することのできた期間です。

なお、第3号被保険者の期間は、保険料納付の必要はありませんが、第2号被保険者全体(厚生年金保険・共済組合等の被保険者)が負担しておりますので、保険料納付済月数として計算され、老齢基礎年金の年金額に反映されます。

- ◆ これまで、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となっていますが、平成17年4月から、「第3号被保険者の特例届出」をしていただければ、2年以上経過した期間についても、「保険料納付済期間」となり、老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっております。

届出の確認等につきましては、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

- ◆ 配偶者の方が資格喪失(退職など)した場合やご本人が被扶養配偶者でなくなった場合(年収見込額が130万円以上の場合等)には、被保険者資格(3号から1号へ)の変更手続きが必要です。
また、配偶者の方が厚生年金保険・共済組合等の被保険者であっても、65歳以上(年金を受ける権利がある方)である場合も被保険者資格の変更手続きが必要です。

障害年金や遺族年金を受給している方

障害年金や遺族年金を受給している方は、将来、老齢年金を受けられるようになった時に、どちらかを選択していただくなど、ご自身に有利な受取方法を選んでいただくこととなります。詳しくはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

ねんきん定期便



区会番号

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

「これまでの年金加入期間」、「これまでの加入実績に応じた年金額」です
※このお知らせの見方は、パンフレットの2~3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計(保険料納付済月数)
第1号被保険者(未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計(未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 これまでの加入実績に応じた年金額(今後の加入実績により年金額は増加します。)
※老齢年金を受給するためには、原則として25年(300月)以上の年金加入期間(保険料納付済期間等)が必要です。
※厚生年金基金加入期間も通常の厚生年金保険加入期間とみなして計算しています。
※年金額が出力されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢手取額【老齢基礎年金+老齢厚生年金】		

◆上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 円になります。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額【国民年金+厚生年金保険合計】		円

お示している年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されておりません。
※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の補正を行っているところです。
※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

これまでの加入実績に応じた年金額について

- ◆ お示ししている年金額は、これまでの加入実績に応じた計算を行っているため、将来受給できる実際の年金額とは異なります。
 - ◆ 老齢年金を受給するためには原則として25年(300月)以上の年金加入期間(保険料納付済期間等)が必要です。
 - ◆ 厚生年金基金から受給できる部分も含んで計算しています。
 - ◆ 学生納付特例または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間は含めておりません。
 - ◆ 今後の年金加入実績の増加に伴い、将来受給できる実際の年金額は増加していきます。
- [出力されていない方へ]
以下の原因が考えられます。
○ 期間が重複している年金加入記録がある。
○ 厚生年金保険に移行されていない農林共済組合の加入記録がある。
※年金加入記録の補正の必要がありますので、お近くの年金事務所にご相談ください。
[年金見込額を試算できます]
同封の「(参考) 将来の年金見込額をご自分で試算できます」を活用いただければ、ご自身で将来の年金見込額を試算することができます。

これまでの保険料納付額について

- 《国民年金の保険料納付額について》
加入期間当時の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。
① 付加保険料額を含めて計算しています。
② 前納の場合には割引額を控除して、追納の場合には加算額を加算して算出しています。
③ 保険料の一部を免除された期間については、一部納付の保険料額を基に算出しています。
- 《厚生年金保険の保険料納付額について》
加入期間当時の標準報酬(月)額に当時の保険料率を乗じて算出した各月の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。
① 被保険者負担分のみを計算しています。
厚生年金保険の保険料については、被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは被保険者本人が負担した額について計算しています。事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。
なお、平成7年4月より、育児休業期間中は保険料(本人負担分)が免除されていますので、保険料納付額には含まれておりません。
② 厚生年金基金加入期間については、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。【厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です】でお示ししている保険料納付額も同様に計算しています。)
- 《旧3公社共済組合(UR、JT、NTT)及び農林共済組合について》
旧3公社共済組合(UR、JT、NTT)及び農林共済組合に加入されていた期間については、統合日(旧3公社共済組合：平成9年4月1日、農林共済組合：平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。

4 「これまでの『年金加入履歴』です」の見方

年金加入記録をお確かめください。

赤字の **ア** **イ** **ウ** は、特にご確認いただきたいポイントです。

①の(空いている期間があります。)と表示されている期間は、年金制度に加入されていない期間ですが、この期間に国民年金、厚生年金保険、船員保険に加入されていた場合には、加入記録の「もれ」の可能性があるので、十分にご確認ください。なお、共済組合等に加入されていた期間も同様に表示されますが、「もれ」ではありません。

これまでの『年金加入履歴』です
お示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
(裏面の解説もご覧ください)

お示している年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
*現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
*各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

⑥欄(加入月数について)

②加入制度が「国年」の場合、⑥欄「加入月数」は、保険料納付済月数と未納月数の合計となります。月ごとの納付状況については、「これまでの国民年金保険料の納付状況です」をご確認ください。

※ このお知らせの見方は、パンフレットの4~5ページをご覧ください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	第1号被保険者	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
3	厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成 16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成 16. 4. 1	空欄	46

⑦この前の期間について、加入歴はございませんでしょうか？

⑧このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか？

6ヶ月間の空白

年金制度に加入しなくなった年月日を表示しています。現在加入中である場合は空欄となります。

厚生年金基金について

厚生年金保険加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- 加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会
(年金相談室：0570-02-2666)
※IP電話及びPHSからは「03-5777-2666」にお電話ください。
- 加入期間が10年以上で脱退された方と
現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)が加入されている厚生年金基金へお問い合わせください。

33

③欄(お勤め先の名称などについて)

- ◆「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先の名称が国のコンピュータに登録されていない場合です。
- ◆「第3号被保険者」に関する表示については、現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
※ 第1号被保険者等への変更を届け出ただいた場合においても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないために、表示が異なっている場合もあります。

⑦欄(国民年金の納付状況について)

- ◆ 未納月数は納付済等月数計には含まれません。(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)
- ◆ 前納は納付済月数に計上しています。
- ◆ 学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、年金加入期間には算入されますが、年金額には反映されません。

⑧欄・⑨欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金保険)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間は()に再掲しています。ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

⑩欄(加入期間の合計について)

国民年金の納付済月数および厚生年金保険・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。(未納期間は含まれていません)

国民年金の納付状況について

- ◆ 国民年金の納付・未納の詳細は、ねんきん定期便(C-5国ページ)「これまでの国民年金保険料の納付状況です」をご覧ください。(国民年金の加入期間がある方のみ送付しています。)

⑦国民年金					⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入期間合計			
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	未納月数を除く
								()	()			
国民年金被保険者期間における未納月数					付加保険料納付月数(商標)							

【備考欄】

標準報酬月額について

- ◆ 厚生年金保険などの標準報酬月額は、ねんきん定期便(C-5厚ページ)「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」をご覧ください。(厚生年金保険の加入期間がある方のみ送付しています。)

届出コード **711** **届出** 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書 様式第101号

作成原因 **01**

送達番号

〔老齢基礎年金・老齢年金〕
〔老齢厚生年金・特例老齢年金〕

〇 のなかに必要事項を記入してください。
(◆印欄には、なにも記入しないでください。)

〇フリガナはカタカナで記入してください。

年金手帳の記号番号

①厚生年金保険
②厚生年金保険(船員)
③国民年金

①生年月日 大・昭・平 3 5 7

⑤氏名・印 (氏) (名) 姓 男・女 1 2

⑥住所の郵便番号 住所コード (〒) (市) (区) (町) (村)

支払機関 金融機関 1 郵便局 2

⑦年金通帳の記号番号

金融機関の証明

⑧配属者

氏名	生年月日	障害の状態	通称
(氏) (名)	昭・平 1 3 5	1	
(氏) (名)	昭・平 5 7	2	障害の状態にある・ない
(氏) (名)	昭・平 5 7	2	障害の状態にある・ない
(氏) (名)	昭・平 5 7	2	障害の状態にある・ない

⑨あなたの配属者は、公的年金制度等(表3参照)から七給・退職または障害の年金を受けていますか。〇で囲んでください。

1 老齢・退職の年金を受けている 2 障害の年金を受けている 3 いずれも受けていない 4 請求中

受けていると答えた方は下欄に必要事項を記入してください。(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください。)

氏名(共済組合名等)	年金の種類	年月日	年金通帳等の記号番号
1			
2			
3			

〔注〕とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

届出コード **711** **届出** 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書 様式第101号

〔老齢基礎年金・老齢年金〕
〔老齢厚生年金・特例老齢年金〕

〇 のなかに必要事項を記入してください。
(◆印欄には、なにも記入しないでください。)

〇フリガナはカタカナで記入してください。

年金コード **1150**

※基礎年金番号が交付されていない方は、①、②の「基礎年金番号」欄は記入の必要はありません。

請求者 ①基礎年金番号 ②生年月日 大 昭 平 3 5 7

配偶者 ③基礎年金番号 ④生年月日 大 昭 平 3 5 7

請求者の(氏) (名) (性) 性別 男 女 1 2

住所の郵便番号 住所コード (〒) (市) (区) (町) (村)

請求者 過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。

厚生年金保険 国民年金

配偶者 ⑤配偶者の基礎年金番号 欄を記入していない方は、あなたの配偶者について、つぎの1および2にお答えください。
1. 過去に厚生年金、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。〇で囲んでください。
「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。

厚生年金保険 国民年金

2. あなたと配偶者の住所が異なるときは、下欄に配偶者の住所および性別を記入してください。

住所の郵便番号 住所コード (〒) (市) (区) (町) (村) 性別 男 女 1 2

支払機関 ⑥コード 銀行 金融機関 郵便局

⑦年金通帳の記号番号

金融機関の証明

1. 引き入れを希望される方は「⑧郵便貯金通帳の記号番号」欄を記入してください。
(窓口払いを希望される方は、郵便局の証明は必要ありません。)

2. 引き入れが可能な通帳は、郵便貯金総合通帳、郵便貯金総合オンラインおよび郵便貯金通帳オンラインの3種です。

⑧郵便局の郵便番号 住所コード (〒) (市) (区) (町) (村) 郵便局

⑨支払局コード ⑩郵便貯金通帳の記号番号 ⑪郵便局の証明

⑫配偶者

氏名	生年月日	障害の状態	X線フィルムの送付
(氏) (名)	昭 平 5 7	2	有・無 枚
(氏) (名)	昭 平 5 7	2	有・無 枚

年月日

34

図1-5 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(書)

○国民年金の被保険者の適用及び保険料に関する事務の取扱いについて

(昭和61年4月1日 庁保険発第17号)

(各都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて社会保険庁年金保険部国民年金課長・社会保険庁年金保険部業務第一課長通知)

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六〇年法律第三四号。以下「改正法」という。)の施行に伴う関係政省令の内容については、昭和六一年三月三十一日庁保発第一二二号「国民年金法等の一部を改正する法律等による改正後の国民年金法等の施行について」都道府県知事あて社会保険庁医療保険部長・年金保険部長通知により通知されたところであるが、このうち国民年金の被保険者の適用及び保険料の納期限の変更等に関する事務の取扱いについては、次によることとしたので、遺憾なきよう取り扱われたい。

なお、この通知において、改正法による改正後の国民年金法を「新国民年金法」と略称する。

第一 被保険者の適用に関する事項

一～二 略

三 第三号被保険者の適用に関する事項

(一)～(三) 略

(四) 記録の管理

第三号被保険者の記録を適正に管理していくためには、第三号被保険者に関する届出の届出事由となる事実が発生する都度、速やかな届出が行われる必要があること。このため、次のような方法によりこの届出の確保に努めること。

ア 第三号被保険者が自己の所得を有すること又は離婚等に伴い第二号被保険者の被扶養配偶者に該当しなくなつたこと等により第三号被保険者に該当しなくなる場合については、市町村備え付け公簿を活用することで記録の適正化を図るよう市町村を指導すること。この場合において、定期的に市町村備え付け公簿に基づき調査を行い、該当者に対しては、第三号被保険者でなくなつた旨(又は第一号被保険者に該当する旨)の個別の通知を行う等の措置を講ずることにより、届出義務の履行の徹底を期すること。

イ 第三号被保険者の資格の有無は、配偶者である第二号被保険者の資格の異動と密接に関連することから、当該第二号被保険者の勤務先である健康保険及び厚生年金保険の適用事業主並びに共済組合法の適用される官公署等(以下「事業主等」という。)の協力が必要とされるところであり、これら事業主等に対する協力依頼方につき特段の措置を講ずること。

なお、配偶者である第二号被保険者が退職等に伴い被用者年金各法の被保険者又は組合員でなくなつたことにより第三号被保険者が第一号被保険者となつた場合に的確に対応するため、当庁において配偶者記録を管理し、将来、これを活用して適用の適正化を図ることを予定していること。

(以下、省略)

○第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について

(昭和63年3月31日 庁文発第1477号)
 (都道府県民生主管部 国民年金主管課(部)長あて
 社会保険庁年金保険部国民年金課長 業務第一課長通知)

第3号被保険者の適用に関する事項については、昭和61年4月1日庁保険発第17号をもって通知したところであるが、今般、配偶者である第2号被保険者が厚生年金保険法の被保険者でなくなったことにより第3号被保険者に該当しなくなった場合に的確に対応するため、下記により配偶者記録(第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者の氏名、生年月日及び被用者年金制度における記号番号等をいう。以下同じ。)を活用して種別変更等の届出の勧奨を実施することとしたので、貴職におかれても所要の措置を講じられたい。

記

1. 目的

社会保険庁において第3号被保険者の記録及び配偶者記録並びに厚生年金保険の被保険者記録を管理していることに着目し、これらの突合の結果、既に第3号被保険者に該当しなくなっていると考えられる者(以下「第3号非該当者」という。)を抽出して種別変更等の届出の勧奨を実施することにより、適用の適正化を図る。

2. 実施方法

- (1) 社会保険庁は、毎年5月に第3号非該当者を抽出し、これらの者に係る種別変更等の届出の勧奨状(以下「勧奨状」という。)及び一覧表(以下「勧奨状送付者リスト」という。)2部を作成することとする。
 また、配偶者記録が相違していることが判明した第3号被保険者については、配偶者記録を確認し、補正するための一覧表(以下「配偶者ファイル厚年(船保)突合処理確認リスト」という。)を作成することとする。
 なお、第3号非該当者の抽出は、前年度末における第3号被保険者の記録と当該第3号被保険者に係る配偶者の厚生年金保険の被保険者記録とを突合し、配偶者の厚生年金保険の被保険者記録が現存でない者を抽出することとしているが、抽出時点において当該第3号被保険者が現存でない場合には、この限りではない。
- (2) 昭和63年度においては諸般の事情にかんがみ、社会保険庁から第3号非該当者に直接勧奨状を送付することとする。
- (3) 社会保険庁は、勧奨状送付者リスト2部及び配偶者ファイル厚年(船保)突合処理確認リストを社会保険事務所あて送付することとする。
- (4) 社会保険事務所は、勧奨状送付者リストの送付を受けたときは、そのうちの1部を市町村あて第3号被保険者の適用事務の参考資料として送付すること。
- (5) 社会保険事務所は、配偶者ファイル厚年(船保)突合処理確認リストの送付を受けたときは速やかに、国民年金配偶者記録関係業務取扱要領の定めるところにより、配偶者記録の補正のための事務を行うこと。

なお、国民年金配偶者記録関係業務取扱要領の改正については、別途通知するものであること。

(写送付先 社会保険事務所長)

二三五 国民年金事業の推進について（通知）

平成六年三月三十一日庁文発第一四一―号
 都道府県民生主官部(官)国民年金主管課(部)
 長あて社会保険庁運営部企画・年金管理課長
 年金指導課長通知

社会保険事務所及び市町村における国民年金に関する事務の取扱いは、国民年金社会保険事務所事務取扱準則(昭和四十二年三月十五日庁保発第三号)及び「国民年金市町村事務取扱準則」(昭和四十二年三月十五日庁保発第四号)等により取り扱われているところであるが、今般、事業の推進に当たつて留意すべき基本的な事項を下記のとおり取りまとめたので、事業の実施に当たつてはこれに留意の上、積極的な推進を図らねたい。

なお、国民年金事業を推進していくに当たつては、厚生年金保険の適用事業所の事業主の協力などが必要となる場合も多いので、保険主管課(部)長の協力を得て円滑な事業運営に努められたい。

記

一 国民年金事業の推進に当たつて留意すべき事項

第一号被保険者の適用対策の推進

国民の年金権の確保を図る観点から、適用対象者を的確に把握し確実に適用を行うよう次の措置を講ずること。

(一) 都道府県における適用対策の推進

都道府県は、市町村における第一号被保険者の適用対策に関し、社会保険事務所と連携を図り、次の措置を講ずること。

- ① 管下の全市町村について、市町村ごとに、直近の適用実績をもとに、問題点の分析・検討を行うこと。

- ② 問題点の分析・検討結果に基づいて、個別に市町村と協議し、適用対象者を的確に把握の上、未加入者の解消に向けた適切な適用目標者数を設定し、所要の対策を講ずるよう指導すること。特に、国民健康保険の被保険者(二〇歳から六〇歳未満の者)と当該被保険者のうち第一号被保険者として加入している者の数を比較し、その乖離が当該都道府県の平均より大きい市町村については、重点的に指導すること。

- ③ 適用特別対策を実施する市町村については、特別対策にかかると実施計画の検討・立案等に関し当該市町村と十分に協議すること。

- ④ 市町村が的確に未加入者の把握を行えるよう、国民健康保険組合に対し、当該組合の被保険者情報の提供が得られるよう協力要請を行うこと。

(二) 社会保険事務所における適用対策の推進

社会保険事務所は、具体的対策を策定するに当たり、次の点について必要な措置を講ずること。

- ① 都道府県が国民健康保険組合から提供を受けた情報を活用して未加入者の把握をし、その情報を市町村へ提供すること。

- ② 厚生年金保険の適用事業所の事業主等に対し、算定基礎届事務説明会等において、適用事業所に就職したとき又は退職したときは、国民年金の届出が必要であることを従業員に周知するよう協力を要請すること。

また、社会保険委員に対しても、この趣旨の理解を求め、届出の励行が図られるよう協力を依頼すること。

- ③ 市町村が後記(三)の③に掲げる対策を講じてもなお加入の届出

を求めるよう市町村を指導すること。

四 社会保険事務所は、市町村に対して、保険料免除の申請にかか
る事実審査について指導を徹底すること。

五 保険料の免除は将来の年金額の算定上必ずしも有利な取扱いを
受けないこと、免除期間にかかる保険料については追納すること
が望ましいことなど、被保険者に対して保険料免除制度、追納制
度等の一層の周知徹底を図ること。
また、免除承認事務に当たっては、早期処理に努めること。

六 年金給付の適正化

裁定請求書及び各種届書の早期提出、審査の充実及び早期処理を
図るとともに、特に次の点に留意すること。

(一) 裁定請求書及び各種届書の適正かつ早期の提出について、被保
険者及び年金受給権者に対し、都道府県、市町村の広報紙(誌)
の活用及び集団指導等あらゆる機会を利用して、周知徹底を図る
こと。

(二) 裁定請求書の受付・審査に当たっては、被保険者期間の脱漏を
防止するため、被保険者期間の確認を十分に行うこと。

この場合、第三号被保険者であった期間があるときは、必ずそ
の配偶者の被用者年金制度の加入状況との突合を実施し、適切な
被保険者期間の確認を行うこと。

(三) 受給権の失権又は年金額の改定については、市町村の担当課(係)
等との連携を図り、失権事由又は年金額改定事由に該当の事実を
的確に把握し、必要な届書の早期提出及び早期処理を図り、もつ
て過払の防止に努めること。

四 年金受給権者が他の公的年金を受けることができる場合には、

院及び診療所の名称)、「所在地」等の確認、診断書の各欄に記入
もれがないことの確認及び疑わしき加筆又は修正がある場合には
作成医師に確認等を行うこと。

七 広報活動の推進

(一) 国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るためには、国民
の年金制度への参加意識の醸成を図るとともに確実な届出手続き
の履行が不可欠であることから、あらゆる機会を活用した積極的
な広報活動に努めること。

なお、広報活動を推進するに当たっては、多くの被保険者、年
金受給権者等が利用する社会保険関係福祉施設の活用についても
十分配慮すること。

(二) 具体的な広報の実施に当たっては、特に年金に対する意識が薄
くなりがちな若い世代を積極的に取り込むほか、期間を特定した
集中的な事業展開や地域の実情や特性を配慮しつつ、広報紙等
に創意工夫を凝らすなど、効果的なものを実施すること。

(三) 年金教育の実施に当たっては、教育委員会等関係部局と学校教
育の必要性に関し意見交換、協力要請の場を持つ等その推進に努
めること。

四 市町村における制度の周知、啓発活動等の一層の充実を図る観
点から、都道府県単位で市町村広報コンクールを実施すること。

なお、特に優秀と認められ全国の市町村に紹介するにふさわし
い広報事例については、平成五年七月二十六日庁文発第二一四五
号号通知に基づき、毎年九月末日までに送付すること。

八 事務処理の適正化

事務処理については、適正かつ迅速に行うことが肝要であり、特

併給調整が行われることの周知、現況届による確認の徹底等を図
り、一層の適正化を図ること。

なお、老齢福祉年金と公的年金との併給調整については、「公的
年金受給者一覽表」等を活用してその適正化を図ること。

五 老齢福祉年金、裁定替えとなった障害基礎年金及び遺族基礎年
金並びに二〇歳前障害にかかる障害基礎年金の受給権者にかかる
所得(老齢福祉年金及び裁定替えとなった遺族基礎年金について
は、扶養義務者にかかる所得を含む。)の把握については、課税台
帳等との突合により的確に行うよう市町村を指導すること。

特に、都道府県における所得審査後に、市町村民税の更正決定
が行われた場合には、市町村において税務主管課(係)と国民年
金主管課(係)との連携を密にして更正決定後の所得を確実に把
握し、都道府県に報告するよう指導すること。

六 共済組合の組合員期間を有する大正十五年四月二日から昭和六
年四月一日までに生まれた者にかかる老齢給付等の審査に当らつ
ては、昭和六十一年四月一日前に昭和六十年改正前の共済組合各
法による退職年金等の受給権を有している者については昭和六十
年改正前の国民年金法が適用されることから、裁定請求書に添付
された年金加入期間確認通知書により、退職年金等の受給権の有
無を確認すること。

七 障害給付及び遺族給付の裁定請求書の点検に当たっては、給付
の発生原因に留意し、第三者行為によるものである場合は第三者
行為事故状況届及び示談書等の添付の有無を確認すること。

八 障害給付の裁定請求にかかる診断書の点検に当たっては、詐病
等による年金の詐取事件の発生防止のため、診断書作成医師の「病
に次の点に留意し、一層の適正化に努めること。
(一) 市町村職員の資質の向上を図るため、研修等を積極的に実施し、
年金制度全般にわたる知識の研さんを図ること。
(二) 被保険者から收受した保険料は、速やかに検認し検認報告を的
確に行うよう市町村を指導すること。
(三) 納付組織において集金した保険料については、速やかに市町村
に納付するよう十分に市町村を指導すること。

九 不正事故の防止
事務処理に当たって、不正事故を起こすことは被保険者、年金受
給権者の不信を招くこととなり、事業運営に重大な支障を来すこと
となるので、管理体制及び事務処理の相互けん制体制の確立を図る
よう市町村を指導すること。

特に、国民年金印紙、老齢福祉年金にかかる国民年金証書及び被
保険者から収納した保険料の取扱いについては、厳格な管理体制の
下に置くよう指導を行うとともに、市町村職員に対し研修等を通じ
てその重要性について理解させるなど、事故の未然防止に努めるよ
う指導すること。

三〇三 国民年金第三号被保険者に係る特例届出の勸奨事務の実施について

〔平成七年三月二十九日庁文発第一九三四号〕
〔都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて社会保険庁運営部国民年金指導課長通知〕

国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九五号。以下「改正法」という。)(附則第一〇条の規定により、年金受給権を確保するための特例措置として、第三号被保険者又は第三号被保険者であった者が平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に届出(以下「特例届出」という。)を行うことによつて、国民年金の保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者期間(以下「三号未算入期間」という。)が保険料納付済期間に算入されることとなったところである。今回の特例届出の趣旨にかんがみ、その内容について特例届出該当者に広く周知するとともに、平成七年四月一日からの改正法の施行事務を円滑に進めるため、次により特例届出の勸奨を実施することとし

民年金原簿の第三号被保険者の配偶者記録と厚生年金保険原簿の配偶者記録が相違する者(以下「配偶者記録事故」という。)(以下「特例届出該当者」)を、同様に勸奨状を作成し、各社会保険事務所に送付することとしていること。

なお、この場合の具体的な送付日程については、別途当該者と連絡する。

ウ 勸奨状の送付に併せて、勸奨状送付一覽表(別添二(略))を二部を各社会保険事務所あてに送付することとしていること。

(2) 特例届出該当者に対する勸奨状の送付等については、社会保険事務所においては、勸奨状の裁断及び封入・封かんを行い、未算入期間保有者、不整合記録保有者及び配偶者記録事故者に送付すること。

また、勸奨状送付一覽表一部を、第三号被保険者特例届出の受付事務の参考資料として市町村あてに送付すること。

(3) 勸奨状の送付時期については、社会保険事務所は、勸奨状の送付に当たっては、施行日以降の事務の平準化を図ることができるように他の事務処理を考慮し計画的に送付すること。

三 特例届出制度の周知

勸奨状送付対象者以外にも、これまで第三号被保険者としての届出を行ったことがない者等特例届出を行い得る者がいると見込まれるので、これらの者についても必要な特例届出が行われるよう、勸奨状の送付にとどまらず、幅広く特例届出の内容及び手続について周知を図る(1)。

四 年金給付の裁定請求書の受付・審査について

たので、遺憾のないように取り計らわれたい。

なお、特例届出に関する実施事務の取扱いの細部については、別途通知するので申し添える。

一 基本的事項

特例届出の勸奨事務は、年金受給権を確保するための今回の特例措置について、該当者に対して的確に周知するとともに、一時的かつ大量に発生する事務の平準化を図ることを目的とするものであること。

なお、この勸奨は、年金受給権確保のために極めて重要な事務であることから、管下社会保険事務所に対し事務処理計画の策定等について適切な指導を行うとともに、市町村(特別区を含む。以下同じ。)と連携を図り、被保険者、受給権者等に対し施行日以降所要の届出が適正かつ円滑に行われるよう十分周知徹底を図るよう配慮されたいこと。

二 特例届出の勸奨の実施方法

(1) 特例届出の勸奨状の作成等について

ア 平成七年四月末の時点で国民年金原簿において三号未算入期間を有する者(以下「未算入期間保有者」という。)(以下「特例届出」)において、社会保険庁において特例届出の様式を兼ねる特例届出の勸奨状(別添一。以下「勸奨状」という。)(以下「特例届出」)を作成し、国民年金原簿に収録されている未算入期間保有者の住所地を管轄する社会保険事務所に平成七年五月下旬に送付することとしていること。

イ 社会保険庁においては、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿を突合し、第三号被保険者期間に対応する配偶者の第二号被保険者期間がない者(以下「不整合記録保有者」という。)(以下「特例届出」)及び田

市町村及び社会保険事務所は、年金受給権の裁定請求書の受付・審査に当たって、請求者が第三号被保険者期間を有するときは、必ずその配偶者の被用者年金制度の加入記録と突合し、第三号被保険者期間の確認、整備を行うとともに、未算入期間保有者については施行日以降特例届出を行うよう指導を徹底されたいこと。

○国民年金第3号被保険者に係る種別変更の届出の勧奨について

(平成7年8月2日 庁文発第2877号)

(都道府県民生主管部 国民年金主管課(部)長あて社会保険庁運営部年金指導課長通知)

国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年11月9日法律第93号)附則第10条の規定により、国民年金第3号被保険者に係る年金受給権を確保するための特例措置として、平成7年4月から平成9年3月までの間に特例届出を行うことによって、保険料納付済期間に算入されない第3号被保険者期間(以下「3号未算入期間」という。)を保険料納付済期間に算入することとされたところである。

今般、特例届出を設けた趣旨を踏まえ、新たな3号未算入期間の発生を防止するため、昭和63年3月31日庁文発第1477号及び平成5年5月18日庁文発第1549号通知に基づき実施している届出の勧奨に加え、配偶者である第2号被保険者からの政府管掌健康保険被扶養者異動届によって認定解除(取消)され第3号被保険者に該当しないと見られる場合の届出の勧奨を、下記により行うこととしたので遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、国民年金第3号被保険者に係る社会保険オンラインシステムの事務取扱の変更については、社会保険業務センターから別途通知されるので申し添える。

記

1. 実施対象

届出の勧奨対象者は、平成7年9月以後、第3号被保険者記録、当該第3号被保険者に係る配偶者の厚生年金保険被保険者資格記録又は政府管掌健康保険被扶養者記録に係る届出が処理された者のうち、届出が処理された月から3月経過後において、第3号被保険者に係る配偶者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず第3号被保険者として記録されている者及び政府管掌健康保険被扶養者の認定が解除(取消)されているにもかかわらず第3号被保険者として記録されている者(以下「第3号非該当者」という。)とする。

2. 実施方法

(1) 社会保険業務センターで管理している第3号被保険者記録、第3号被保険者の配偶者の第2号被保険者資格記録及び政府管掌健康保険被扶養者記録を活用して、第3号被保険者からの種別変更の届出が行われていない者(以下「未届者」という。)について、平成7年12月から毎月、届出の勧奨を行うこととする。

(2) 平成7年12月以後毎月、勧奨状及び勧奨状送付一覧表を社会保険業務センターから社会保険事務所に配信することとする。

(3) 社会保険事務所は、勧奨状が配信されたときは勧奨状の封入・封かんを行い、第3号非該当者あてに勧奨状を送付すること。

また、第3号非該当者に対する勧奨状送付一覧表1部を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)あてに第3号被保険者適用事務の参考資料として送付すること。

(4) 社会保険事務所は、勧奨状を送付しても届出がない者について、(3)の勧奨状発行時から3月経過後において配信される再度の勧奨状の封入・封かんを行い(3)の勧奨状の送付先へ送付すること。

さらに3月経過後においても届出がない者については、未届者のリストが配信されるので、その1部を市町村あて届出勧奨の参考資料として送付すること。

3. 第3号被保険者資格取得届等の入力処理

社会保険事務所は、「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認(第3号被保険者該当)届書」の入力処理にあたり、窓口装置で配偶者記録の確認を行い、第3号被保険者記録と配偶者記録の整合性の確保に努めること。

なお、社会保険業務センターで管理されている国民年金原簿(第3号被保険者ファイル)平成7年9月から配偶者の年金手帳記号番号等を収録することとしたので、記録の整合性を確保するため活用すること。(写送付先 社会保険事務所長)

三二〇 国民年金第一号被保険者又は第三号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ(勸奨)の実施について

平成十年三月二日庁文発第四九七号
都道府県民生主管理部(局)国民年金主
管課(部)長あて社会保険庁運営部年
金指導課長通知

基礎年金番号の実施に伴い、同番号を活用した記録管理により国民年金の適用対象者の把握が可能となったことから、標記について平成十年四月より下記のとおり実施することとしたのでよろしく取り計らわれるとともに、これを活用した未適用者の適用が効率的に推進できるように市町村に対して十分指導、周知願いたい。

なお、事務処理の詳細については、別途、社会保険業務センターから通知されることとして留意されたい。

おつて、昭和六十三年三月三十一日庁文発第一四七七号「第三号被保険者に係る種別変更等の届出の実施について」、平成三年七月三十日庁文発第二〇二九号「国民年金未加入第一号被保険者に係る資格取得の届出勸奨の実施について」、平成五年五月十八日庁文発第一五四九号「第三号被保険者の種別変更等にかかる届出の勸奨の実施について」及び平成七年八月二日庁文発第二八七七号「国民年金第三号被保険者に係る種別変更の届出の勸奨について」の通知については、平成十年四月一日以後、廃止する。

記

一 目的

の資格取得、種別変更又は種別確認の届出をする事由が発生(以下「事象発生」という。)している者(その処理が平成十年三月以前に行われた者を除く。)でありながら、当該事象発生から一定期間を経過しても届出が未届となっている次に掲げる者(別表のB欄参照)をお知らせ(勸奨)の対象とする。

なお、共済組合等の組合員若しくは加入者又はこれらの者の配偶者については、国民年金法附則第八条の規定により、社会保険庁長官が共済組合等から資料の提供を受けた場合に限られ、第三号被保険者の配偶者が組合管掌健康保険の被保険者の場合には対象とされないものである。

- (1) 厚生年金保険の被保険者又は共済組合等の組合員若しくは加入者(以下「第一号被保険者」という。)の資格を喪失した者(死亡による喪失及び六〇歳以降の喪失を除く。)
- (2) 政府管掌健康保険及び共済組合等(以下「政管健保等」という。)の被扶養者(配偶者に限る。以下同じ。)となった者
- (3) 第二号被保険者の資格を喪失した者のうち引き続き他の年金制度に加入して第二号被保険者となった者の配偶者(第三号被保険者とされている者)であつて、新たな政管健保等においても被扶養者に該当している者
- (4) 第二号被保険者の資格を喪失した者の配偶者(第三号被保険者とされていた者)であるにもかかわらず、第三号被保険者とされている者
- (5) 第三号被保険者とされていた者であつて、政管健保等の被扶養者に該当しなくなったにもかかわらず、第三号被保険者とされている者

基礎年金番号の実施に伴い、基礎年金番号管理ファイル、国民年金被保険者記録及び厚生年金保険被保険者記録、共済組合等(私学教職員共済制度を含む。以下同じ。)の組合員記録若しくは加入者記録並びに政府管掌健康保険被扶養者記録及び共済組合等の被扶養者記録を活用して、第一号被保険者又は第三号被保険者の資格取得、種別変更又は種別確認の届出が未届の者(以下「第一号・第三号未届者」という。)に対して、毎月、勸奨状(別表のA欄に掲げる別添1、6の帳票をいう。以下同じ。)等を送付し、第一号被保険者及び第三号被保険者の届出促進を図ることを目的とする。

二 市町村指導

(1) 市町村において二〇歳到達者に対し、文書による加入勸奨を行うなどして手帳送付による適用を早期に行うことについては、従前と同様であるが、別表のB欄に掲げる各々の勸奨対象者一覽表等を有効に活用されたいこと。

(2) 第一号被保険者を早期に適用していくことは、従前と同様であるが、特に後述する三の(1)及び(4)から(7)までに掲げる者に対しては初回の勸奨状を送付した後、なお未届の者については、第一号被保険者として早期に適用を行い、納付案内書を送付するよう努めること。

(3) 第三号被保険者を早期に適用していくことは、従前と同様であるが、特に後述する三の(2)及び(3)に掲げる者に対しては初回の勸奨状を送付した後、なお未届の者については、早期に適用勸奨を行い未届者の解消に努めること。

三 お知らせ(勸奨)の対象者

平成九年一月以後において、第一号被保険者又は第三号被保険者

(6) 第二号被保険者の資格を喪失した者のうち引き続き同一の年金制度に加入して第二号被保険者となった者の配偶者(第三号被保険者とされていた者)であつて、政管健保等の被扶養者に該当しなくなつた者

(7) 第二号被保険者の資格を喪失した後、第一号被保険者又は第三号被保険者として加入すべき期間が未加入期間となつたまま、再び第二号被保険者の資格を取得した者

(8) 二〇歳到達により基礎年金番号を付番した者

四 実施方法

(1) 勸奨状及び別表のE欄に掲げる各々の勸奨対象者一覧表並びに別表のH欄に掲げる各種勸奨対象者市町村別件数表は、事象発生日から2月後(上記三の(7)に該当する者に係るものは事象発生の当月)の月の下旬に、該当する被保険者の住所地を管轄する社会保険事務所に社会保険業務センターから配信されること。(配信先の取扱については以下同じ。)

(2) このうち、勸奨状については、速やかに第一号・第三号未届者(ただし、三の(2)に掲げる者に係る勸奨状については、その者の配偶者である第二号被保険者)に送付し、届出の勸奨を図ること。また、各々の勸奨対象者一覧表は、市町村において未届者の届出状況の管理や勸奨対象者からの相談に対処するための参考資料となるので、該当する市町村に送付すること。

なお、各種勸奨対象者市町村別件数表は、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

(3) (1)の勸奨状による勸奨を行ったにもかかわらず届出がなされない者については、勸奨状送付から四月後の月の下旬に、再び勸奨

状及び別表のG欄に掲げる各々の最終勸奨対象者一覧表並びに別表のH欄に掲げる各種最終勸奨対象者市町村別件数表が配信されること。

なお、この勸奨状及び各々の最終勸奨対象者一覧表並びに各種最終勸奨対象者市町村別件数表については、(2)と同様の取り扱いとすること。

(4) (3)の勸奨状を送付してもなお届出がなされない者については、当該勸奨状の送付から二月後の月の下旬に、別表のH欄に掲げる国民年金未適用者一覧表及び国民年金未適用者市町村別件数表が配信されること。

(5) このうち、国民年金未適用者一覧表は、市町村において適用状況を確認するための参考資料となるので、該当する市町村に送付するとともに、市町村に対し、未届者となつている者に対して速やかに適用を行うよう指導すること。

なお、国民年金未適用者市町村別件数表については、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

(6) さらに、事象発生日から七月経過後に初めて到来する二月又は八月までにおいても届出がされない者については、別表のH欄に掲げる国民年金未適用者一覧表(最終)及び国民年金未適用者市町村別件数表(最終)が同月の下旬に配信されること。

(7) このうち、国民年金未適用者一覧表(最終)は、市町村において適用状況の最終確認をするための参考資料となることから、該当する市町村に送付すること。

なお、国民年金未適用者市町村別件数表(最終)については、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

こと。

(8) 勸奨状が送付された者で資格取得の届出が未届のまま第二号被保険者の資格を取得した者については、別表のH欄に掲げる勸奨済者資格喪失日決定者一覧表及び勸奨済者資格喪失日決定者市町村別件数表が資格取得処理が行われた月の下旬に配信されること。

この勸奨済者資格喪失日決定者一覧表は、市町村において未届者を把握し、届出の勸奨を図るための資料となることから、該当する市町村に送付すること。

なお、勸奨済者資格喪失日決定者市町村別件数表については、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

(9) 勸奨状を送付したにもかかわらず、転居等により返戻された場合には、勸奨状未送達登録(取消)処理票(参考二二)によりその旨の登録処理を行うこと。

なお、当該登録処理を行った場合には、それ以後、勸奨状及び未適用者一覧表の処理の対象者とならないこととなるので、十分留意されたい。

[別添・参考 略]

※ 平成一五年三月二四日 一部改正

二 市町村指導 を削除

○国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について

(平成17年4月20日 庁保険発第0420001号)
(地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)

標記については、「国民年金第1号又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ(勧奨)の実施について」(平成10年3月2日庁文発第497号。以下「届出勧奨実施通知」という。)に基づき、資格取得、種別変更又は種別確認のいずれかの届出を要する事由が発生(以下「事象発生」という。)したときから2か月後及び6か月後に被保険者種別変更の届出勧奨(以下「届出勧奨」という。)を行い、自主的な届出を促進しているところである。

しかしながら、届出勧奨を行っても届出がなく、将来無年金となる恐れのある者が存在していると考えられ、総務省による「年金に関する行政評価・監視—国民年金業務を中心として—」においては、届出勧奨によっても届出に応じないといった場合には、速やかに職権適用を実施するよう勧告をされたところである。

このため届出勧奨によってもなお未届となっている者については、下記のとおり取り扱うこととするので通知する。

記

1 趣旨

厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であって、被保険者種別変更届の届出がない者に対し、届出勧奨実施通知に基づき実施している届出勧奨の様式を、より分かりやすい内容となるよう変更するとともに、変更後の様式による届出勧奨によってもなお届出がない者に対して、職権による種別変更処理(以下「職権適用」という。)を行い、もって国民年金事業の適正かつ公正な運営及び被保険者の年金権の確保を図ることとするものである。

2 実施時期

- (1) 届出勧奨状の様式を、平成17年4月送付分から別紙様式1のとおりとすること。
- (2) 職権適用については、変更後の様式による届出勧奨を行った者から実施するものとし、平成17年8月より開始すること。

3 職権適用の手順等

(1) 職権適用予定者の把握

職権適用の予定者は、届出勧奨実施通知の3の(1)及び(4)から(6)までに掲げる者であって、事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表(以下「一覧表」という。)」に出力された者のうち、直近の届出済の者を除いた者とする。

(2) 住所確認

職権適用の予定者について、住民基本台帳の閲覧により住所の確認を行い、住所が確認できた者について、職権適用の対象者とする。

なお、市町村と協議の上、協力が得られる場合は、住民基本台帳の確認を市町村に依頼することにより住所確認を行っても差し支えないこと。

(3) 適用処理

(2)により確認した職権適用の対象者については、事象発生日において第1号被保険者に該当したものとみなし、配信された届出勸奨状は郵送せず、当該勸奨状により種別変更の入力処理を行うとともに、徴収事蹟処理票により「特定者」の登録を行い、納付書が事務センターに別送されるよう処理すること。

また、職権適用を実施した者に対しては、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書(別紙様式2。以下「職権適用通知書」という。)」を作成し、別送される納付書とともに送付すること。「特定者」の登録については、職権適用通知を送付後、速やかに解除すること。

なお、職権適用の対象となる第2号被保険者から移行した者については、失業等を事由とする特例免除に該当するものが多く含まれると考えられることから、職権適用通知書送付時には、制度周知用パンフレットや口座振替の案内等とともに、免除制度のパンフレットや免除等申請用紙を同封するなどにより制度周知を図り、保険料滞納が生じないよう努めるものとする。

(4) 届出に基づく修正

職権適用通知書送付後において、被保険者から第3号被保険者に該当するなど、適用すべき被保険者の種別が異なる旨の申出があった場合は、速やかに適正な届出を提出させ、被保険者種別の訂正を行い、被保険者に通知すること。

(5) 職権適用者に対する指導

職権適用を実施した者については、必要に応じて国民年金収納指導員等による戸別訪問を実施し、必要な届出や申請が適正に行われるよう指導すること。特に、第3号被保険者の該当届出や失業による特例免除の申請等について、届出や申請の提出漏れがないよう十分説明するものとする。

(6) 市町村への情報提供

職権適用対象者の該当市町村に対しては、(2)において住所を確認した後の一覧表の写しを送付するなど、該当市町村が被保険者からの照会等に対応できるよう努めること。

4 その他

(1) 職権適用の予定者の把握については、各社会保険事務局の実情に応じ、6か月経過後に配信される一覧表以外の方法により把握して差し支えないこと。また、事象発生から職権適用実施までの期間を短縮することも差し支えないこと。

(2) 職権適用の実施状況については、各月末の状況を取りまとめ、4月、7月、10月及び1月の各15日までに年度当初から前月までの状況を「職権適用の実施状況」(別紙様式3)により報告すること。

なお、報告に当たっては、社会保険庁LANシステムによる電子メールを使用し、国民年金事業室を宛先として、総務部総務課の特殊メールアドレスに送付すること。

(3) 職権適用者については、職権適用後、おおむね1年間は「国民年金保険料に係る強制徴収の取扱いについて(平成16年9月10日庁保険発第0910001号)」の1の(1)の④に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

(4) 別紙様式2は、各社会保険事務局の実情に応じて変更して差し支えないこと。

No	調査種別/課題名	本庁/地方庁	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じですか、具体的に教えてください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をたよればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたほどに対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような反省点として挙げられるとお考えですか。
5586	調査職員	地方庁(岐阜県)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	国民年金第3号被保険者について 被扶養者に指定されるとき3号被扶養者は事業主からの届出が直接付けられ、届出もれは黒く塗られているかと思われ、扶養抹消されたときの1号への特別変更の届出は本人からとなっており、届出もれが発生することは想定され、配偶者が厚生年金の被保険者の場合は、期度に届出が送付され保障されているところですが、しかし、共済組合員の被扶養者となっている3号被保険者について、扶養抹消された場合、社会保険庁から届出が送付されているかどうかは、はっきりしません。 定期、何年か前に扶養から抹消されているのに3号のままであり、わかたずと急に扶養で再期間が経過してしまったり、関係機関で、変更があった人は気づかれますが、3号でいはいは未払となっていて、本人の負担と支払いを怠りますが、中には未払い気づかず、3号特待の記録の請求を申請してき、もうケースがあるかと思われ。 配偶者の加入する制度により違いがあるというのはいかがなものでしょうか？	同じ取り返すためには、共済組合の協力が当然必要となります。共済にとっては余計な仕事と思われるかもしれませんが、随時でなくとも、年1回の確認事務等に併せて情報提供に協力いただき、扶養抹消された場合には2号喪失等の場合と同様に確実に届出勧奨・届出適用を適正に行えるようにする。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。 年金問題として取り上げられるようになる前から、記録の不備については業務上認識はしていました。	年金請求の際に本人には記録の確認を当然行っているはずでしたので、年金受給時までは、記録が整備されるものと思っていました。ただ、本人も覚えておらず、記憶違いの間々あることや、記録自体が間違っていたり、抜けていたりして気づかないこともあり、また遺族年金の請求時には、婚姻前の記録の確認が難しいこともあり、やはり、その時々で確認しなければいけないと思いました。
7477	調査職員	地方庁(熊本県)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	国民年金第3号被保険者期間中に厚生年金の期間があった場合、手続きとらなければ、厚生年金資格喪失後無資格期間となっていたケース。	決定されているかと思いますが、厚生年金資格喪失後の3号期間については手続きをとらなくても3号期間として資格を継続させ本人に通知する。	本庁と地方事務所間の意思疎通、コミュニケーション不足。 本庁と事務局のガバナンス欠如。 地方事務所内での上司の指導力不足。	本庁からの指示が地方事務所しかりと伝達できるシステムや組織を構築する。 上司と積極的にコミュニケーションをとらず受身であったことが反省点です。
9267	調査職員	地方庁(北海道)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	-社会保険又務センターが管理する「旧台帳」の記録がWVで確認できない。 -年金記録の判明が必ずしも年金額の増額につながる。そのため、「統合されない手帳番号」が解消されない。 -確定後の3号期間中の厚生年金記録判明について、平成21年8月に「厚生年金資格喪失後の期間については3号特待とせず、3号期間とする」旨の通知があったが、この場合「まった手続きをしながら」の方が「厚生年金に加入した時点で国民年金の喪失手続きを行い、喪失後の国民年金加入手続きを喪失していた(1回)手続きを行った)者」より有利な取り扱いとなっている。 また、未承認と認められる期間(配偶者の厚生年金喪失時、配偶者が65歳以上となった後)の手続きが滞りてしまっているケースが豊富にある。	「旧台帳」記録をWVで確認することにより、期間別(記録別)業務が飛躍的に進むことが期待できるため、その作業を行うべき。 -記録の判明により滞りになる者については「現在の年金額」を保障する取り扱いをしない限り「統合されない手帳番号」の解消につながる。 -3号期間についてはさまざまな問題があり、「年金を受給している者には現在の年金額を保障した上で登録されている配偶者記録との整合が必要ではないか」と思われる。また、「いつ手続きをとったか」で取り返しが異なるのは不公平であるため、取り扱いを平等にするべき。	「この他に年金期間があったら必ず申し出るはず」と考えていた社会保険側が「国のやることに間違いはないはず」と考えていたお客様側の「息災のすれ」により生じた問題であるとの認識があった。平成15年に年金給付法に改正、その1年後くらいには、この「すれ」の存在には気づいていた。	-当時係長候補で本人と疑われる記録が検索されても、「事業所名」をそのまま申し上げることは許されていなかったため、「所在地」や「職種」などでできる限りの情報を伝え、思い出してもらおうと対応していた。 -現時点で見た場合「申し出たかったが、とてもそんな雰囲気ではなかった」という社会保険のお客対応のまさぐりが、まず第一の反省点として挙げられると思う。記録管理の社員と(生年月日入力の誤り・氏名のふりがな誤り)等も反省点として挙げられる。
10844	調査職員	地方庁(東京都)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	国民年金第3号被保険者の制度について、仮に第2号被保険者が扶養事業所に加入していた被保険者の扶養から収入パーパスなどで扶養から除外されたとしても、本人が(意加入の手続きをとらなければ、その事業主第3号被保険者としての記録が記録することとなり、扶養関係も阻害されるため、未払い不平等な状況になる可能性がある。	扶養関係の届出イコール第3号被保険者としての資格喪失との見直しを判断し、記録の取り扱いは本人の意向が優先されること。なお、扶養関係の届出に第3号被保険者の資格喪失としての届出を同時届出させることにより、解消できると思います。ただ、喪失処理後に加入の届出は必要だと思います。	志に基礎年金番号への厚生年金や国民年金番号の統合もれや、本人の年金手帳複数作成、紛失による乗換合算の結果が majority の理由として考えられ、少数の理由としては統合から履歴化の阻害との意見あり。先にあげた内容を全て感じるようになったのは平成9年以降です。	所属していたこととできることは限られているが、とありえず、同一人物に対して複数の年金番号を作成しないよう気を付けていた。年金手帳複数作成ももった当時も留意しに行うべきだったと思う。
10845	調査職員	地方庁(大阪府)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	①厚生年金被保険者期間が重複している場合には標準額をカット・合算することになっているが、実際には合算の表示があるものの、標準額が合算されていないケースが多い。 ②国民年金第3号被保険者の記録について、配偶者の第2号記録と一致しないケースが多い。 ③遺棄の結核年月日(退却日)をそのまま資格喪失日の際に記入するため、月不連続の場合に厚生年金加入期間が1ヶ月超過するケースが多い。	①統合確認とコンピュータとの整合 ②国民年金第3号と配偶者の第2号記録との整合 ③社会保険と雇用保険の届出方式の統一	このような複雑な問題があるとは認識していませんでした。この問題の存在は、最近知りました。	社会保険庁の方針にもとづき、最優先事項として取り組みました。反省点は、統合機からコンピュータへの年金記録の移行が完全に行われなかったことと考えます。
11025	調査職員	地方庁(東京都)	社会保険事務局 専門官・係長・一般職員	継続している人ならば届出している事ですが、国民年金第3号被保険者について、パートタイマーなどの収入がオーバーした場合は、本来自分自身で3号被保険者の手続きをしなければいけませんが、その点を知らずに上の事業主第3号被保険者になり続けられているケースが豊富にある。現在の記録状況がわかりづらく、戸惑っている。 まじりに保険料を払っている人に対して、不平等感があり、全体的な記録の収入減や、本人の年金受給権をなくしてしまう事につながる恐れがあるので、何かしら対策を講じる必要があると考えます。	西町村からの情報提供や、住基ネットとの連携、納税番号制の導入とそれとの連携などが考えられます。 あとは、消極的な考えでは現行の3号の届出を改め、1号加入手続きをなくして良いように、死亡以外に3号の喪失届を認めるようにしてしまおうという方法もあります。	いつ頃かははっきり覚えていません。 しかし、基礎年金番号導入以前に、厚生年金の資格取得を担当していた時、会社も本人も番号がわからない、といわれた際に、将来取得している事が不明な場合はその記録はどうなるのだろうか、と危惧した覚えがあります。	番号を複数持っていることが、電算機などでわかった場合は、年金受給時などを待たずに、統合するよう働きかけました。年金制度によって番号が別々だった点も原因の一端だと思いますが、本人への確認を徹底していなかった会社側にも原因があると考えます。また、入社の際などに名前や年齢を偽って他人の番号と偽られるような事も多々あったらうので、そのような記録を生み出した被保険者の自己責任とも思えます。また、広報が徹底できなかったのも一因だと思います。
11342	調査職員	地方庁(神奈川県)	社会保険事務局 次長・課長	厚生年金引当金手当金の支給年月日が、次の厚生年金資格記録の期間内であった場合、引当金手当金支給記録が取り消され、通常の資格記録にもどっているのは、不公平と感じます。 記録問題は、ややこうもれませんが、国民年金第3号被保険者が、雇用保険組合の被扶養者である場合、扶養関係になつた時、本人より申し出がなく、取得記録からの情報提供もなく、本来、1号被保険者にならなければならないが、3号被保険者のままで記録されているような状況が存在していると思います。	わかりません。	気づいてははつきり覚えていません。なぜ、マイクロソフトの原簿の氏名判別が、ないのだから、と疑問をもちました。既述申し出たことがある人以外に、たまたま、別人の統合されていない記録の存在に気づいても、持ち主をみつけて、救ってあげるとなど、自分ひとりでは、再確認はできませんでした。	期間調査については、個人的に、時間外労働、なるだけ、あらゆる可能性を考えて、調査をするしかありませんでした。
50060	調査職員	本庁	課長級以上	いずれも既知に知られている問題ですが、昨年11月から、年金特別便や年金定期便の仕分け作業がボランティアとして参加した経験から感じたことを書いておきます。本調査に「年金記録問題」には、次のような事象があります。」として6つの問題が判明しており、私達の作業でも確認してきた(ただし、未納金、未収記録は私達の作業では判明しづらい)。オンライン記録への入力ミスをはじめ、多くは社会保険庁や国民年金の運用・保険料徴収を行ってきた市町村の事務処理の問題であるが、次のような例を数多く見て、役所サイドの努力だけでは問題は解決しないと思った。 -個人に女性に多いが結婚・離婚による氏名変更や3号被保険者の届出がなされないケース -基礎年金番号を複数所持しているケース(役所の番号管理にも問題があるが)・保険料納付の思い違い(国年適用が始まった昭和5年10月から記録料徴収が始まった昭和36年4月までの6か月分、保険料を納めていたと誤認している例が非常に多い)・事業主が当初から従業員への納付を実際より低く申告しているケース(数は少ないが)。 なお、オンライン化以前の記録については、年金特別便の届出から見て間違いは少ないように見受けられるように、オンライン化自体は評価できている。	現時点において、あるいは当面とすべき方策については、問題を熟知して対応を取らうとしている社会保険庁や年金受給者の皆さんの知恵にお任せします。 年金記録の適正維持のためには、役所サイドの取り組みは勿論ですが、国民の側の協力も必要です。そのためPRなども行われるので、年金特別便の返答率(60%台?)の低さから見ても、国民の協力を求めるにも限界があります。 過去記録の整理が一定程度にまで進んだところで、年金番号も国民年金番号も国民年金番号も統一した番号を制度化することを考えるべきではないでしょうか。	この問題の存在を知ったのは、ここ数年、国・金やマスコミで問題が取り上げられるようになってから。	

職員アンケート分類集計表

本集計は、昨年12月に旧社会保険庁全職員及び退職者に実施したアンケートへの約1万7千名の回答の中から、年金記録問題の解決につながりそうな記述、正しくない記録を発見する契機となりそうな記述など、今後の年金記録回復委員会の議論の参考となりそうな記述として作業班が抜き出したものを分類整理した結果である。

抜き出し・集約した回答者総数		2550
A	年金記録問題が発生した原因	498
1	社会保険庁・事務所側の問題によるもの (事務処理の問題) ① 年金手帳の重複発行 ② 紙台帳からの切替時の処理誤り ③ 事故リストの処理未確認 ④ 転出入の際国民年金の台帳を転出先社会保険事務所に郵送する際の事故 (体制の問題) ⑤ 記録管理体制(予算・人員)が不十分 ⑥ 中央と地方の意思疎通ができていなかった (労働組合の問題) ⑦ 職員団体(労組)への対応が弱かった(オンライン化反対、事故補正業務拒否など) など	177
2	本人側の事情によるもの ① 偽名・偽生年月日による加入 ② 前歴を隠して、新たな年金手帳を取得 ③ 夫婦で国民年金保険料を一人分のみ納付 ④ 年金制度に対する無関心・無理解 など	222
3	事業所が関係するもの ① 実在しない事業所・実在しない被保険者が存在 ② 従業員が知らないまま加入資格改定や標準報酬を変更 ③ 誤った報酬月額を故意に届けてくる事業所が存在 ④ 事業所の届出漏れ(正規職員及びアルバイト・パートタイマーの常用者) ⑤ 資格取得届時に年金手帳の記号番号を記入しない事業所が多かった ⑥ 試用期間など入社即加入となっていないケースあり ⑦ 事業所が届出の際、氏名、生年月日を誤記入 ⑧ 月末退職者の資格喪失日記入誤り ⑨ 脱退手当金を退職金・退職祝い品として本人へ支給 など	157
4	その他	16
B	保有する記録の状態に関するもの	152
1	なくなっているもの ① 戦災や災害等による記録消失 など	56
2	保管状況が悪いもの	8
3	マイクロフィルムに関するもの	10
4	不正確となっているもの ① 転記・入力ミスによる記録の誤りのケースあり ② 国民年金第3号被保険者の記録が厚生年金加入、扶養削除などで不正確となっている・配偶者の記録と合わないケースが多い など	85
5	その他	1
C	現在の年金記録回復作業の問題点	142
1	記録の統合に関するもの ① 相談で誤認や勘違いが多い ② 記録統合の結果年金額減額となる場合の統一見解が必要 ③ 年金記録の調査回答が本当にとことん調べた結果なのか疑問あり ④ 期限設定など解決を急ぐあまり、調査が不十分で誤った回答になる恐れあり など	122
2	その他 ① 脱退手当金記録の不備の補正を業務センターへ依頼すると、脱退手当金記録が取消され年金記録が復活することあり など	21
D	年金記録回復に向けて取り組むべき方策	1449
1	体制に関するもの ① 人員増が必要 ② 記録照会等に経験を有する者の増員、協力 ③ 専門チームを編成すべき ④ 年金記録の専門部署を立ち上げるべき ⑤ 事務所単位・各県単位での資格照会作業を全国又はブロックにまとめて行う ⑥ 人材育成の強化・研修など ⑦ 派遣職員等年金業務の経験のない者の作業には懸念あり など	861
2	作業に当たり協力を仰ぐべきもの ① 市町村 ② お客さまのご協力を呼びかけるべき など	123
3	今後解明すべきもの ① オンラインに入っていないカセット記録の開放 など	235

4	記録の検索に関するもの ① 記録検索キーの追加 ② 氏名検索システムの改善 ③ 事業所検索システムの改善 など	63
5	処理時間の短縮に資するもの ① 共済データの一本化の推進 など	13
6	特別便に関するもの ① 広報などによる未回答者の回答促進 ② 未回答者への電話・戸別訪問 など	73
7	5000万件の未統合記録に関するもの ① 確認不可能なものは確認不可能として整理するべき ② 宙に浮いた年金記録を別管理・公開 など	25
8	紙台帳との突合に関するもの ① 紙台帳の徹底調査・突合の推進 など	101
9	年金記録の確認に関するもの ① 自分の年金記録をいつでも確認できるシステムの整備 ② 調査で本人・別人の判定がついたものには確認記録を登録する など	30
10	情報提供に関するもの ① 処理状況の情報を積極的に公開 ② 年金制度の周知 など	49
11	その他 ① 各県の特色などノウハウを生かした調査手順マニュアルを作成する など	30
E	年金記録回復の基本方針	323
1	一定条件下で申し立てどおりの回復をすべき	101
2	お一人お一人伺って確認するしかない	91
3	記録問題の着地点を考えるべき	58
4	安易な記録回復はモラルハザードになり公平性に問題あり	42
5	優先順位をつけて対応すべき	36
F	今後の業務の改善	294
1	基礎年金番号に関するもの	8
2	システムに関するもの ① 外国人被保険者の氏名検索の統一 ② 第3号被保険者記録の配偶者情報等との突合による適正化のためのシステム改善 ③ 再裁定及び支払の早急処理のためのシステム改善 ④ 総合調査等の結果をオンライン上で見られるようにする。 など	81
3	適用に関するもの ① 被保険者ゼロの事業所あり ② 他の官公庁と連携した確認 など	59
4	お客様に関するもの ① お客様に迷う文章はわかりやすくするべき など	14
5	制度のあり方に関するもの ① 国民年金第3号被保険者の記録を適正なものとするため本人への通知、配偶者の記録の点検などを行うべき ② 国民年金第3号特例措置で証拠書類が整わず未納になる、申し出日＝納付日となって返納が出るケースあり ③ 年金手帳方式は廃止し総背番号制など新たなシステムにすべき ④ 社会保障番号、納税者番号等の導入 など	111
6	制度の理解に資するもの	21
7	体制に関するもの	12
8	その他	10
G	その他	33

注1) 「抜き出し・集約した回答者総数」は実人数である。

注2) 一人で複数事項にわたり回答している者がいるので、A～Gの合計と抜き出し・集約した回答者総数とは一致しない。

注3) 各区分欄で具体的に書いてあるものは例示である。

平成 22 年 3 月 27 日政務官、29 日大臣説明資料より抜粋

10-03-29

職員アンケートからの

記録問題への対応策 (未定稿)

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者(例:夫)が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者(例:妻)が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者(例:妻)も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないように、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

第 177 通常国会 (参) 予算委員会 (平成 23 年 3 月 4 日) 議事録 (抜粋)

(自民) 世耕弘成議員の質疑

(中略)

○世耕弘成君 この年金記録回復委員会では専門家の委員から、ほかの記録問題とは違って制度そのものの問題であり、質的に違うという指摘が出ているんです。真面目に払っている人に対する背信行為だという発言も出ているんです。

ここで思いとどまっていればこんなことにならなかったんですが、大臣、どうして思いとどまらなかったんですか、十五日の通知発出を認めたんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 事実を申し上げておりますけれども、その通知については私は当時知りませんでした。

(中略)

○世耕弘成君 いかにかいげんにこの制度が考えられたか。私が今ほんの数十分質問しているだけで、三月二日の大臣談話も中身が違いました、職員に配っている Q & A も中身を撤回します、そして国会に、衆議院予算委員会に提出した大臣のペーパーも中身が違いましたと。いかにかいげんかということですよ。これ猛省を求めたいし、これは私は大臣の責任は不可避だということを明確に申し上げておきたい。

そして、時間がないから立法でやらなかったと言っていますけれども、去年三月に方針を決めてからやるまで、十二月まで時間があつた。九月までの間は長妻大臣、九月からの間は細川大臣。なぜこの間に我々に働きかけなかったんですか。与党にも働きかけていないと聞いています。その責任をどう考えられますか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、実際のこの運用三号につきましては私はその間ちょっと知らなかったということで、その点については誠に不明を恥じるところでございます。

○世耕弘成君 知らなかったということを認めるんですね。全く通知が出るまで知らなかったということ認めるんですね。知らなかったんですか。

○国務大臣(細川律夫君) そのとおりでございます。

(以下、略)

(自民) 田村憲久議員の質疑

(中略)

○田村(憲)委員 密室じゃないということは国民の皆さんがわかっている、そういう話ですね、開かれたところでやったと。

大臣、あなたはいつ、こういう事実があったとお知りになられたんですか。いつ、課長通知で、運用でこういうような行為がなされたということをあなたは知ったんですか。

○細川国務大臣 私自身は、昨日の予算委員会の方でもお答えをいたしましたけれども、私がこの運用三号のことについて事務方から説明を受けたのは、ことしになって一月の末ごろ、下旬だと思えます。

(中略)

○田村(憲)委員 普通は、こういう会議は事前に担当が説明に来て、こういう議題で会議をします、大臣、冒頭、あいさつをしてください、時間があつたら出席してくださいという話だと思いますよ。お忙しかったのはわかる。だから、冒頭であいさつだけで抜けられたのもわかる。しかし、何か今の話だと、これはちっちゃい話で、大きい方が年金記録の突合の話ですか、そちらの話であつたと。全くおかしいですよ。こちらの方が大きいぐらいの話ですよ。

これはやはり大臣、政治主導といいながら、全くもって、あいさつだけするんであつて中身の議事は関係ないから私は中身を知らなくてもいいんだというような、そんな姿勢が見えて仕方がないんですよ。あなた方が言われた政治主導というのは一体何だったんですか。ここが最後のチャンスだったんですよ。もし、ここの事前説明で大臣がこれはまずいぞと初めて知って、やるべきでないとお決めになればとまったかもわからない。それをあなたはみずから放棄してしまったんです。

この会議に出ているというのは、たとえあいさつだけだったにしても非常に重い話ですよ。あなた自身が本来知らなければいけなかった事実を、ここでみずから耳をふさいで聞かなかったのと同じなんです。責任、どう感じるんですか

○細川国務大臣 確かにそのときに説明を受けて内容について私が熟知したならば、そこで私も当然、これはもう一度考えなければ、こういうことを当時考えたんだろうというふうに思います。私がかつこの一月の下旬になって事務方から説明を受けたときに、私もだからその事務方について相当強い口調で、なぜこれを私のところに説明しなかったんだということで叱責もいたしましたところでございます。

そういう事実関係でございまして、それは委員が言われるように、十四日の年金記録回復委員会の場で私がしっかりそのことを知っておくべきだった、それはもう、今となっては当然そう思っております。

○田村(憲)委員 もしそのときに知っていれば、課長通知を出さずにこの運用をとめておられたというところでいいんですか、今の話は。

○細川国務大臣 私が事務方から最初にこの問題について説明を受けましたときに、先ほど言いましたように、こんな大事なことをなぜ説明しなかったのか、こういうことと、もう一つは、もう既にずっとやっているということで、これはすぐにストップできないか、とめられないのか、こういうこともお話ししたりいたしまして、最初に私がこの問題について知ったときにそういうことを思いましたので、十四日の回復委員会で、その場で私が知ったということ、あるいは、事前にその会議の内容を聞いていたならば私なりの考えをそこで話をしたというふうに思っております。

(公明) 坂口力議員の質疑

○坂口(力) 委員 (中略)

一つは、大臣が交代されますときに、厚生労働大臣事務手続書というのがございますね。前の大臣から分厚いのをもらって、そして署名するという儀式がございまして、その厚いのをもらって、ちゃんとそれはお読みになったかどうかはわからぬし、私も全部読んだ記憶があるとは言い切れないわけでありましてけれども、でも、大事なところは、各局が来まして、今こういう問題があります、ああいう問題がありますということを各局がいろいろと教えてくれまして、一週間ぐらい聞き続けた記憶がございます。それはもう幅広いですから、聞いても右から左へ抜けていくような気もしますけれども、たくさんのごことを聞いた記憶があります。

それで、この事務手続書の中にこの年金の運用三号の問題が書いてあったかどうかです。後ろを見ておみえになるところを見ると、余りお読みになっていないんだろうと思いますけれども、これだけ重要な問題でありますから、きちっと書いてあったかどうかです。書いてなかったとしたら、年金の長妻と言われた長妻前大臣はもつてのほかだと思えます。しかし、もしちゃんと書いてあったとしたら、大臣が私は知りませんでしたと言うのは通用しなくなる。

だから、これはなかなか大事な話で、全部それをごらんになったかどうかは別にして、引き継ぎ書としてもらった以上は、それはもらったということですから、大臣がそれをごらんになるという前提の上でもらわれたわけでありまして、そこをひとつ、大事なところですのでお聞きをしたい。御答弁いただけますか。

(中略)

○細川国務大臣 (中略)

それから、今、厚労省の方から連絡がございまして、先ほどの私の引き継ぎの件でございますけれども、前大臣からの私への引き継ぎ書の中にはこのいわゆる運用三号の件についてはなかった、存在しないということでございます。

(中略)

○坂口(力) 委員 (中略)

さて、最初の問題に戻りますが、長妻大臣から引き継がれた引き継ぎ書の中にはこの問題は書いてなかった、これはやはり問題ですね。これだけ大きな問題を次の大臣に引き継ぐのに、引き継ぎ書に書いてないというのは、これは私は問題だと思いますね。

細川大臣は言わなくてもみんなよく御存じだから書かなくてもいいというふうに思ったのかどうかは知りませんが、でも、大臣がよく御存じである、御存じでないは別にして、現在一番問題になっていること、これから先、それをさらに継ぎ足してやってもらわなければならないことは、あの中に書くんですよね。それがその中に書いてなかったというのは、ミスター年金と言われた人にとっては甚だ落ち度があったということでしょうかね。

だから、ここは、厚生労働省の中の引き継ぎ、次から次にかわるわけですから、継続しておる問題がたくさんあって、大きな問題がある。大きな問題はきちっと引き継ぎもし、そしてちゃんと言ってもらわないと、大臣もわからないですよ。ですから、そここのところはひとつこれから改革をしてもらいた

い。

大臣に何を報告するのか。全部報告されたらたまったものじゃないですね。多分、今、厚労省のお役人、数万人はお見えになると思います。私のときには国立病院がありましたから十万人だったんですけども、国立病院はちょっと独法で横に抜きましたから、でもまだ数万人はお見えになるというふうに思います。だから、一々全部報告してもらったら、厚生労働大臣はパンクしてしまいますね。だけれども、大事な問題は大臣にきちっと報告をしてもらわなければならないし、ましてや、引き継ぐときにはちゃんとそれは書いておいてもらわないといけないと僕は思うんです。

そうしますと、大臣としては、その引き継ぎ書をよく見られたかどうかは別にして、書いてなかった、そして、その後、各局からいろいろの現状の報告を受けられた、その現状の報告を受けられた中にもこの三号問題というのは含まれていなかった、そういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○細川国務大臣 大臣に就任をいたしまして、各局からいろいろなレクチャーがございまして、当面の課題についていろいろとお聞きをいたしました。

その中で、いわゆる運用三号の件については、事務方からの説明はございませんでした。

(以下、略)

第 177 通常国会 (衆) 厚生労働委員会 (平成 23 年 3 月 8 日) 議事録 (抜粋)

(自民) 加藤勝信議員の質疑

○加藤(勝)委員 (中略)

まず、第三号被保険者の記録不整合問題について取り上げさせていただきたいと思います。

先ほど、我が党の田村委員からも御質問させていただきました。大臣の課長通知の発出あるいは課長通知そのものの認識についてはございましたが、ほかの政務三役の方は、十二月十五日に発出されたことをいつ御存じだったんですか。担当の副大臣、政務官にお伺いいたします。

○岡本大臣政務官 大塚副大臣は、十二月時点では御就任されておりました。

私は、十二月十五日のこの発出の前に、年金局からこういった通知を出したいという旨の話を聞いておりました。

もう少し説明をさせていただきますと、当時、他の案件で協議をすることがあり、話をする中で、年金局の方から、運用三号というものが、既に大臣決裁があり、そして実施をするための手続をとって実施をするという状況になっており、これについてはもう私の決裁は要らず、既に決裁が済んでいるからこれは粛々と進めるという旨の御説明、内容についてももちろん伺いました。その時点で若干違和感を感じたのは事実としてありましたけれども、組織としての継続性というものもあり、それについての、発出について聞いたということでございます。

(以下、略)

第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書

衆議院議員阿部知子君提出（平成23年2月17日提出 質問第73号）

（平成23年2月25日の答弁書の抜粋）

問一 過去にさかのぼって一律に救済する「運用三号」は、届け出主義を基調とする現行法に抵触すると思われるが、政府の見解を明らかにされたい。現行法に抵触しないというのであれば、「運用3号」の法的根拠を明らかにされたい。

問三 厚生労働省の説明によれば、第1号被保険者に移行の届け出を行わず未納のままの対象者を救済する根拠として、制度が創設された昭和61年から平成10年3月までは「行政の取り組みがほとんど行われなかった期間」、平成10年4月から平成17年までは「行政の対応が不十分な期間」としている。

- （1）この「ほとんど行われなかった」あるいは「不十分」であることが、救済の理由であるとすれば、これは「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」ということになると思うが、「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めるとすれば、その期間はいつからいつまでなのか。
- （2）「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないというのであれば、その理由を明らかにされたい。
- （3）「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないのであれば、認めずに特定の対象者を一律救済することは可能なのか明らかにされたい。

（答） 国民年金法（昭和34年法律第141号）上、第3号被保険者は、その配偶者が第2号被保険者の資格を喪失したことにより、同法第7条第1項第1号に該当するに至った場合には、当該該当するに至った日から第1号被保険者となるものである。この場合、当該被保険者は、同法第12条第5項の規定に基づき、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行わなければならないこととされているが、当該届出が行われない場合に、職権で種別変更を行う義務が行政に課せられているわけではなく、また、同法上、当該届出についての周知義務が行政に課せられているわけでもないことから、当該届出が行われない場合の実際の被保険者種別と年金記録との不整合について法律に違反するような行政の瑕疵や不作為があったとは考えていない。

しかしながら、実際の被保険者種別と年金記録との不整合が生じている者に対する種別変更の届出の勧奨や当該勧奨に応じない場合の職権による種別変更に係る旧社会保険庁の取組が不十分であり、実際には第1号被保険者であった期間も含め、第3号被保険者としての年金記録を、事実上、真正な記録と認めて行ってきた同庁の対応を踏まえると、第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であった事実が事後的に判明した場合に、同法に基づき、当該事実に合わせてこれらの年金記録を過去に全て遡って職権で訂正することは、多くの年金受給権者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、年金制度に対する国民の信頼をも損ねることとなることから、御指摘の措置（以下「本件措置」という。）は、あえて、現状の年金記録を変更せずに尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度を運用しようとするものであり、このことが法的に許されないものとは考えていない。

（注） 答は問1及び問3に対する回答

第3号被保険者の不整合記録の状況について（粗い推計）

1 不整合記録を有する対象者数等について

- 第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の昭和61年度からの累計

1,913万人

(注) 昭和61年度から平成21年度までの第3号被保険者数の累計に、直近5ヶ年の平均種別変更割合(約7%)を乗じて算出。

- 現在、不整合記録を有する対象者数

不整合記録を有し、年金額に 影響があると考えられる者 (右の内数)	不整合記録を有する者
---	------------

全体	<u>47.5万人</u>	97.4万人
受給者	5.3万人	14.3万人
被保険者等	42.2万人	83.1万人

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した不整合記録を有する者のデータ等を用いて取り急ぎ粗い推計を行ったもの。

(注2) 不整合月数が1ヶ月以上のものは年金額に影響があると考えられる。なお、不整合月数とは、本来ならば第1号被保険者として記録すべきところ、第3号被保険者として記録されている月数のことをいう。ただし、直近2年の間にある当該月数を除く。

- 過去に2年以上遡って不整合記録を訂正し、年金額に影響があると考えられる者の昭和61年度からの総数

全体	<u>117.6万人</u>
受給者	50.3万人
被保険者等	67.3万人

(注) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の数である。

2 不整合記録を有し、年金額に影響があると考えられる者の不整合月数について

受給者	一人あたりの不整合月数	<u>約6.8月</u>
	不整合月数が最も長い者の不整合月数	<u>128月</u>
被保険者等	一人あたりの不整合月数	<u>約23.5月</u>
	不整合月数が最も長い者の不整合月数	<u>224月</u>

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抜き出した本人と配偶者の年金記録が不整合となっているケースのデータを用いて取り急ぎ粗い推計を行ったもの。

(注2) 年金額への影響の有無の考え方等については、上記の(注2)と同じ。

第3号被保険者の不整合記録の状況（粗い推計）の推計方法について

- 社会保険オンラインシステムにおけるデータ、当該データを活用したサンプル調査（無作為に不整合記録を有する受給者700人、被保険者等700人を抽出）及びいわゆる「運用3号」による取扱いを受けることを申し出た者のデータなどから推計。

〔推計にあたっての基本事項〕

I. 「本人の記録と配偶者の記録が不整合となっている者」（以下「3号⇔1号対象者」という）

- i 社会保険オンラインシステムより「3号⇔1号対象者」の96.1万人を抽出。（受給者13.5万人①、被保険者等82.6万人（このうち、死亡者を除くと78.6万人②）（サンプル調査における死亡者の割合から推計））
 ii サンプル調査から不整合月数が1ヶ月以上のもので年金額に影響がある者の割合を算出（受給者：34.4%③、被保険者等：48.5%④）。

II. 「本人の記録と扶養されていた記録が不整合となっている者」（以下「扶養外れ対象者」という）

- i いわゆる「運用3号」による取扱いを受けることを申し出た者の「3号⇔1号対象者」に対する「扶養外れ対象者」の割合（約5.7%⑤）を算出。
 ii いわゆる「運用3号」による取扱いを受けることを申し出た者のうち、「扶養外れ対象者」から不整合月数が1ヶ月以上のもので年金額に影響がある者の割合を算出（受給者、被保険者ともに90.4%⑥を使用）。

不整合記録を有する者（全体）	97.4万人	①+⑤
受給者①（ア+イ）	14.3万人	ア 「3号⇔1号対象者」・・・13.5万人（①） イ 「扶養外れ対象者」・・・0.8万人（①×⑤=13.5万人×5.7%）
被保険者等②（ウ+エ）	83.1万人	ウ 「3号⇔1号対象者」・・・78.6万人（②） エ 「扶養外れ対象者」・・・4.5万人（②×⑤=78.6万人×5.7%）
不整合記録を有し、年金額に影響があると考えられる者（全体）	47.5万人	③+⑥
受給者③（オ+カ）	5.3万人	オ 「3号⇔1号対象者」・・・4.6万人（①×③=13.5万人×34.4%） カ 「扶養外れ対象者」・・・0.7万人（イ×⑥=0.8万人×90.4%）
被保険者等④（キ+ク）	42.2万人	キ 「3号⇔1号対象者」・・・38.1万人（②×④=78.6万人×48.5%） ク 「扶養外れ対象者」・・・4.1万人（エ×⑥=4.5万人×90.4%）

第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の昭和61年度からの累計	1,913万人	昭和61年度から平成21年度までの第3号被保険者数（年度末）の累計（約2.75億人）に、平成17年度～平成21年度の平均種別変更（約7%）を乗じて算出。
--------------------------------------	---------	--

不整合記録を有する年金受給者の不整合記録の開始年度別状況(粗い推計)

不整合開始年度	割合	人数
昭和61年度	21.6%	約11,400人
昭和62年度	7.5%	約4,000人
昭和63年度	6.6%	約3,500人
平成元年度	10.8%	約5,700人
平成2年度	3.3%	約1,800人
平成3年度	3.7%	約2,000人
平成4年度	1.2%	約700人
平成5年度	1.2%	約700人
平成6年度	0.4%	約200人
平成7年度	2.9%	約1,500人
平成8年度	7.1%	約3,700人
平成9年度	10.8%	約5,700人
平成10年度	5.4%	約2,900人
平成11年度	5.4%	約2,900人
平成12年度	2.9%	約1,500人
平成13年度	2.5%	約1,300人
平成14年度	0.8%	約400人
平成15年度	2.5%	約1,300人
平成16年度	1.2%	約700人
平成17年度	1.2%	約700人
平成18年度	0.4%	約200人
平成19年度	0.4%	約200人
平成20年度	0.0%	約0人
平成21年度	0.0%	約0人
計	100.0%	約5.3万人

(注1)平成23年4月に公表した日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抜き出した不整合記録を有する者のデータ等を用いた粗い推計をもとに作成。

(注2)5.3万人の受給者は、不整合月数が1か月以上あり年金額に影響があるものとして推計し、公表しているもの。

(注3)

・昭和63年度以降、配偶者が厚生年金の場合で不整合記録が生じている者など、一定程度、種別変更の届出を勧奨。

・平成10年度以降は、次の①と②の情報に基づき、不整合記録が生じている者を把握して種別変更の届出を勧奨。

(現在の勧奨対象者と同範囲の勧奨を開始)

①配偶者が第2号被保険者でなくなったことに関する情報

②本人が被扶養配偶者でなくなったことに関する情報

・平成17年度以降は、勧奨状を送付した後にも届出がない者に対し、職権により種別変更を実施。

不整合記録の開始年度別状況(粗い推計)

不整合開始年度	受給者 (注1)	不整合記録の 開始年度割合		被保険者等 (注2)	不整合記録の 開始年度割合		受給者 + 被保険者等	不整合記録の 開始年度割合
昭和61年度	約73,200人	13.2%	87.0%	約69,800人	6.4%	66.5%	約143,000人	8.7%
昭和62年度	約58,600人	10.5%		約61,400人	5.6%		約120,000人	7.3%
昭和63年度	約56,000人	10.1%		約79,100人	7.2%		約135,100人	8.2%
平成元年度	約53,900人	9.7%		約84,600人	7.7%		約138,500人	8.4%
平成2年度	約46,300人	8.3%		約75,500人	6.9%		約121,800人	7.4%
平成3年度	約41,500人	7.5%		約56,700人	5.2%		約98,200人	5.9%
平成4年度	約32,300人	5.8%		約57,000人	5.2%		約89,300人	5.4%
平成5年度	約30,800人	5.5%		約58,900人	5.4%		約89,700人	5.4%
平成6年度	約15,300人	2.8%		約41,100人	3.8%		約56,400人	3.4%
平成7年度	約12,300人	2.2%		約31,200人	2.8%		約43,500人	2.6%
平成8年度	約19,500人	3.5%		約48,300人	4.4%		約67,800人	4.1%
平成9年度	約43,800人	7.9%		約64,600人	5.9%		約108,400人	6.6%
平成10年度	約15,800人	2.8%		約32,800人	3.0%		約48,600人	2.9%
平成11年度	約15,100人	2.7%	約35,700人	3.3%	約50,800人	3.1%		
平成12年度	約10,900人	2.0%	約36,700人	3.4%	約47,600人	2.9%		
平成13年度	約8,500人	1.5%	約30,800人	2.8%	約39,300人	2.4%		
平成14年度	約6,900人	1.2%	約45,200人	4.1%	約52,100人	3.2%		
平成15年度	約3,500人	0.6%	約49,000人	4.5%	約52,500人	3.2%		
平成16年度	約2,800人	0.5%	約35,100人	3.2%	約37,900人	2.3%		
平成17年度	約6,400人	1.2%	約40,600人	3.7%	約47,000人	2.8%		
平成18年度	約1,700人	0.3%	約33,700人	3.1%	約35,400人	2.1%		
平成19年度	約900人	0.2%	約25,200人	2.3%	約26,100人	1.6%		
平成20年度	約0人	0.0%	約2,000人	0.2%	約2,000人	0.1%		
平成21年度	約0人	0.0%	約0人	0.0%	約0人	0.0%		
計	約556,000人	100.0%		約1,095,000人	100.0%		約1,651,000人	100.0%

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した不整合記録を有する者のうち、不整合月数が1ヶ月以上あり年金額に影響があると考えられる受給者(5.3万人。平成22年3月時点)及びオンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる受給者(50.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の開始年度割合で配分したもの。

(注2) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した不整合記録を有する者のうち、不整合月数が1ヶ月以上あり年金額に影響があると考えられる被保険者等(42.2万人。平成22年3月時点)及びオンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる被保険者等(67.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の開始年度割合で配分したもの。

不整合記録の訂正年度別状況(粗い推計)

不整合記録の訂正年度	受給者 (注1)	不整合記録の訂正年度割合	被保険者等 (注2)	不整合記録の訂正年度割合	受給者 + 被保険者等	不整合記録の訂正年度割合
昭和61年度	-	-	-	-	-	-
昭和62年度	-	-	-	-	-	-
昭和63年度	約4,300人	0.9%	約1,000人	0.1%	約5,300人	0.5%
平成元年度	約10,000人	2.0%	約5,900人	0.9%	約15,900人	1.4%
平成2年度	約7,200人	1.4%	約8,900人	1.3%	約16,100人	1.4%
平成3年度	約15,100人	3.0%	約18,800人	2.8%	約33,900人	2.9%
平成4年度	約13,700人	2.7%	約16,800人	2.5%	約30,500人	2.6%
平成5年度	約14,400人	2.9%	約19,800人	2.9%	約34,200人	2.9%
平成6年度	約20,800人	4.1%	約14,800人	2.2%	約35,600人	3.0%
平成7年度	約71,100人	14.1%	約81,200人	12.1%	約152,300人	13.0%
平成8年度	約123,600人	24.6%	約200,900人	29.9%	約324,500人	27.6%
平成9年度	約49,600人	9.9%	約90,100人	13.4%	約139,700人	11.9%
平成10年度	約10,000人	2.0%	約19,800人	2.9%	約29,800人	2.5%
平成11年度	約14,400人	2.9%	約22,800人	3.4%	約37,200人	3.2%
平成12年度	約19,400人	3.9%	約18,800人	2.8%	約38,200人	3.2%
平成13年度	約22,300人	4.4%	約17,800人	2.6%	約40,100人	3.4%
平成14年度	約18,700人	3.7%	約10,900人	1.6%	約29,600人	2.5%
平成15年度	約17,200人	3.4%	約15,800人	2.3%	約33,000人	2.8%
平成16年度	約14,400人	2.9%	約17,800人	2.6%	約32,200人	2.7%
平成17年度	約14,400人	2.9%	約13,900人	2.1%	約28,300人	2.4%
平成18年度	約9,300人	1.8%	約11,900人	1.8%	約21,200人	1.8%
平成19年度	約9,300人	1.8%	約17,800人	2.6%	約27,100人	2.3%
平成20年度	約10,800人	2.1%	約18,800人	2.8%	約29,600人	2.5%
平成21年度	約6,500人	1.3%	約16,800人	2.5%	約23,300人	2.0%
平成22年度	約6,500人	1.3%	約11,900人	1.8%	約18,400人	1.6%
計	約503,000人	100.0%	約673,000人	100.0%	約1,176,000人	100.0%

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる受給者(50.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の訂正年度割合で配分したものを。

(注2) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる被保険者等(67.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の訂正年度割合で配分したものを。

日本年金機構における事務処理誤り 平成23年9月7日公表資料より抜粋

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
58	実態としては第1号被保険者であったにもかかわらず、年金記録上は第3号被保険者のままとされている期間の特例的な対応(いわゆる「運用3号」)における適用誤りについて	確認・決定誤り	本部	国民年金部 年金給付部	2011年1月1日～ 2011年2月24日	2011年2月24日	○第3号被保険者の不整合記録に係る特例的な対応(いわゆる「運用3号」)について、平成22年12月15日付で厚生労働省年金局事業管理課長から通知を受け、機構本部では、「運用3号の適用を平成22年12月15日以降の受付分とする」と指示を行いました。 ○しかしながら、一部の年金事務所において平成22年12月14日以前の受付分について、運用3号を適用していたことが判明しました。	○運用3号の適用に関する機構本部の指示内容に不明確な点があったため、一部の年金事務所において本来の取扱い(平成22年12月15日以降の受付分について適用)と異なる取扱いをしたものです。	155名	過払い	4,751,822	○誤って運用3号を適用した方については、個別に年金事務所からお詫びをするとともに、年金記録を第1号被保険者未納期間に訂正しました。 ○また、お支払した年金額に過払いが生じた23名のお客様に対しては、過払い分の返納をお願いしました。	○機構本部から指示・依頼を発出する場合には、現場に分かりやすい文書となるよう研修会を開催し、徹底を図りました。	内部

年金記録問題検証委員会報告書（平成 19 年 10 月）より抜粋

I 年金記録問題発生の本質にある問題

（中略）

（「裁定時主義」の問題）

7. 社会保険庁は、これまで「年金保険料の納付の有無、職歴等は本人が良く知っているはずであり、年金給付の裁定請求時や相談時などには本人が来るのだから、その時に社会保険庁の保有している記録と突き合わせて確認し、齟齬があれば直せば良いという事務処理上の考え方」（裁定時主義。下記（注）参照）を採ってきた。

裁定請求時の年金記録に過誤がある可能性は否定できないので、裁定請求時に本人に確認することは必要である。しかし、記録の正確性は社会保険庁として業務運営全般を通じて責任を持って確保すべきものであり、裁定請求時などに本人に記録を確認するのはあくまで補助的手段である。

社会保険庁は被保険者等に関する記録の作成の過程全般にわたって、記録の正確性を常に確保する業務運営を行うべきであって、それが裁定時における基本的な資料となるべきものである。したがって、その時々々の記録の管理が正確・厳格に行われていることが、年金記録の管理に関する業務処理の前提となる。しかし、社会保険庁は、現実には裁定時主義という安易な考え方の下に、そうした厳密な姿勢を欠いたまま業務処理を行ってきた。

（注）この事務処理上の考え方に関しては、社会保険庁は厚生年金保険法第 33 条等を援用し「申請主義」という言い方をしている。しかし、これらの条項は、申請に基づき裁定が行われることを規定しているだけであって、年金記録を裁定の時点まで不確実なまま放置することを許容しているものではない。したがって、委員会としては、最終的に裁定請求時に記録の確認を行えばよいという社会保険庁のこの考え方を、以下「裁定時主義」ということとする。